

白川村新庁舎整備基本計画

令和6年7月

岐阜県白川村

白川村新庁舎整備基本計画

目次

第1章 はじめに	1
1. はじめに	1
2. 上位関連計画の位置づけ	2
3. これまでの検討経緯	5
第2章 村の概要	6
1. 村の概況	6
(1) 位置、地形	6
(2) 歴史	6
2. 人口や世帯の状況	7
(1) 人口・世帯	7
(2) 性別年齢別人口	8
(3) 人口動態	9
(4) 社会動態	9
3. 産業	10
(1) 就業者数の推移	10
(2) 産業別総生産の推移	11
4. 気象	12
第3章 現庁舎の現状と課題	14
1. 庁舎の変遷と概要	14
(1) 庁舎の変遷	14
(2) 庁舎の概要	14
2. 現庁舎の現状	18
(1) 庁舎修繕の状況	18
(2) 庁舎の執務環境	18
(3) 居室の利便性	18
(4) 災害の危険性	18
(5) 現庁舎の耐震性	19
3. 課題	19
(1) 老朽化する建物の更新	19
(2) 効率的な執務環境の確保	20
(3) 利便性の高い空間の確保	20

(4) 災害リスクへの対応.....	20
4. 新庁舎建設の必要性.....	21
第4章 新庁舎建設の基本理念・基本方針.....	24
第5章 整備方針	25
1. 整備の視点	25
2. 導入機能と整備方針.....	27
(1) 行政事務執行の場.....	27
(2) 防災拠点の場.....	30
(3) 付属施設・設備等.....	31
(4) 議会審議の場.....	34
3. 構造検討	36
4. 建設予定地の選定.....	38
(1) 建設候補地.....	38
(2) 建設候補地の比較.....	40
(3) 建設予定地.....	41
第6章 庁舎の規模と配置計画.....	42
1. 規模の考え方	42
2. 規模の算出	43
(1) 庁舎建物の規模.....	43
(2) 駐車場等の規模.....	45
(3) 必要となる敷地面積.....	45
3. 配置計画（ゾーニングイメージ）	46
4. 機能ゾーニングのイメージ.....	48
5. 施設イメージ	49
第7章 事業計画	50
1. 事業手法	50
2. 概算事業費	52
3. 事業スケジュール.....	53
第8章 現庁舎跡地の利活用について.....	54

第1章 はじめに

1. はじめに

白川村（以下、「本村」という）において、現庁舎は昭和 41（1966）年に建設され、築 57 年が経過しており、その間大規模な修繕や耐震補強を施しながら現在に至っています。また現庁舎は、昭和 23（1948）年に宮谷・大溝谷大水害が発生したことにより、堰堤や新たな流路溝を整備したものの、庁舎含め被災したエリアが土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定され、災害危険箇所としても位置づけられています。

近年、大規模土砂災害や大地震が全国各地で頻繁に発生しており、令和 6（2024）年元旦の能登半島地震（マグニチュード 7.6、最大震度 7）では、本村においても震度 4 を記録しました。幸い本村において大きな被害はなかったものの、能登半島の市町は壊滅的な被害となっています。今後、東海、東南海、南海地震も危惧される中、いつ本村に大きな災害が発生してもおかしくない状況となっており、このため、安全で利便性が高く、防災拠点機能も有するような新庁舎の建設が喫緊の課題とされています。

また、現庁舎の老朽化に伴い、外壁や各建築設備の劣化等が進行し、修繕範囲や維持管理コストも大きくなっています。その他、現庁舎は、書庫や事務、窓口対応スペースが狭く、機能性に関する課題も多いとされており、新庁舎には来庁者の利便性が求められると同時に、庁舎で働く職員が効率的な執務を遂行できる空間が求められています。さらに、近年では Society 5.0（＊1）や SDGs（＊2）、脱炭素化など、公共サービスのスマート化や環境への配慮などが全国的に求められており、将来を見据えた庁舎機能の見直しも必要とされています。

以上のような状況を踏まえ、本村では、平成 29（2017）年に新庁舎建設基金を創設し、毎年予算の範囲内にて積立を行い、建設資金の確保を行うとともに、令和 3（2021）年 2 月に新庁舎建設検討準備委員会を開催し、新庁舎建設を進めることを確認しました。その後令和 5（2023）年 11 月に新庁舎建設検討委員会が発足し、新庁舎建設を早急に進めていくこととしました。

懸案事項であった建設予定地についても、村議会及び検討委員会において決定がなされ、土地所有者からも一定の理解が得られたことから、その基本的な考えを示すため「白川村新庁舎整備基本計画」を策定するものとします。

＊1：Society 5.0

サイバー空間（仮想的な空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

＊2：SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

2. 上位関連計画の位置づけ

新庁舎の建設に関する主な上位、関連計画での位置づけを以下に示します。

①白川村第二次総合戦略 ～いつまでも住み続けたい村づくりマスタープラン～

対象期間
・ 令和元年 12 月（令和 6 年 12 月改定）2020 年～2029 年度
基本目標
「基本目標」 ■人口は維持以上を目指し、持続可能な村をつくる 「ひと」 ～ 多様な価値観の尊重 ～ 移住定住支援の本格化 「しごと」～ 観光の「量から質へ」～ 観光資源の多極化と経済の融合 「まち」 ～ 結婚・出産・子育ての希望を叶える ～ 二重の相互扶助の構築 「情報」 ～ プロモーションの多方向化

②白川村公共施設総合管理計画

計画策定 / 計画期間
・ 平成 29 年 3 月（令和 4 年 1 月改定） 2022～2062 年度
新庁舎における方針など
・「白川村役場」は、耐震改修（平成 24（2012）年）も実施しており、今後とも定期的・計画的な予防保全・改修により、長寿命化を図っていくが、中期的には、土砂災害警戒区域にあることから庁舎の移転等も含め防災拠点の強化を検討していく。 ・2021 年に新庁舎建設検討準備委員会が開かれ、今後検討委員会を発足し更に検討していく。

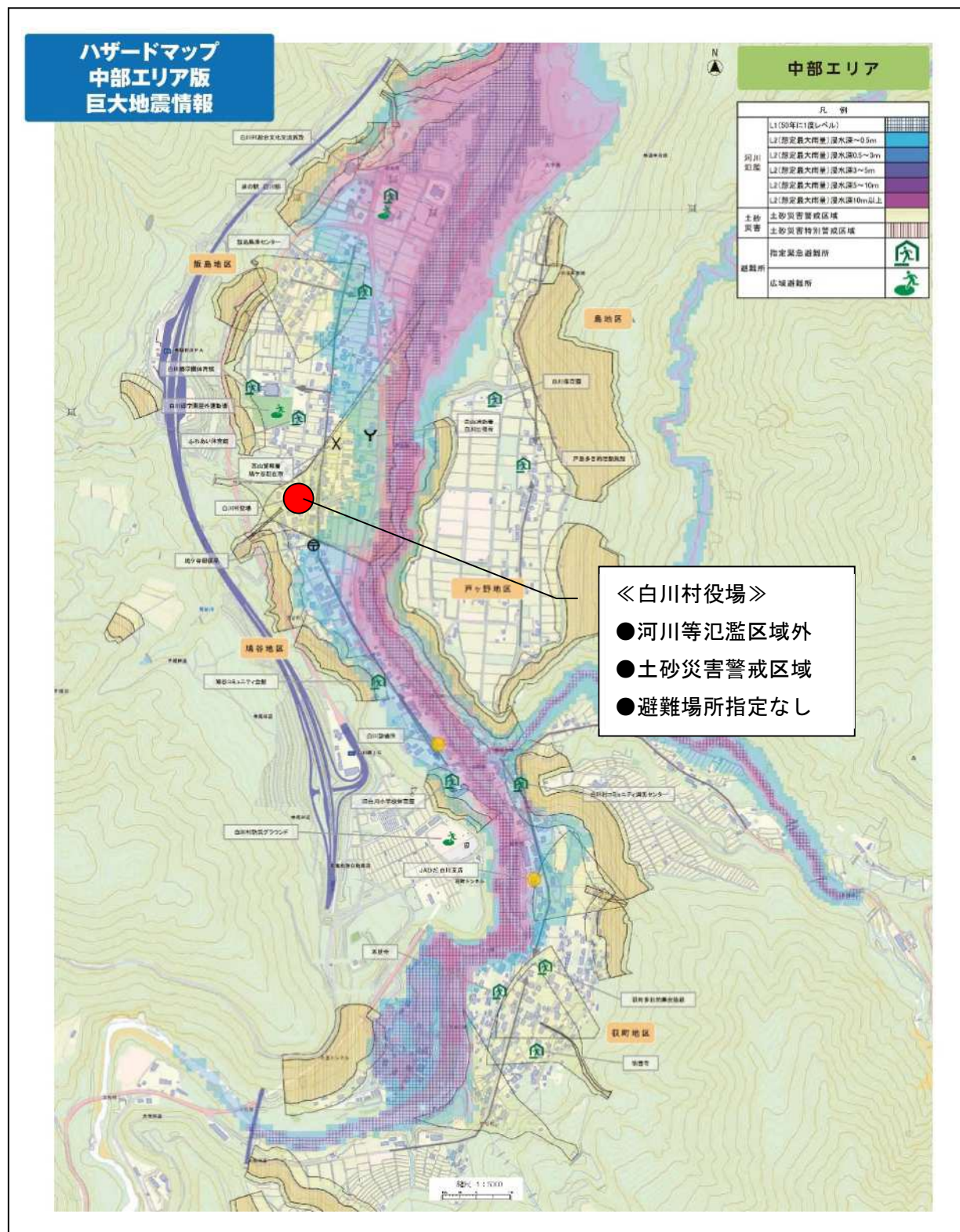
③白川村地域防災計画

計画策定
・ 平成 28 年 3 月（令和 2 年 12 月改定）
風水害、地震等対策における、庁舎についての方針など
・ 役場に関しては、災害対策本部の設置場所とされており、災害発災時は庁舎建物内に迅速に、村災害対策本部を設置できるようにし、そのために必要な設備等の整備に努める。

④ハザードマップ

本村のハザードマップによると、庁舎敷地エリアは河川氾濫による浸水想定区域には入っていないものの、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に入っています。

図 本村のハザードマップ



出典：白川村ハザードマップ

⑤白川村景観計画 ～ 届出行為と届出の手続き

白川村景観計画において、当該庁舎敷地及び周辺は、重点景観形成地区内の「世界遺産と一体となった歴史的風致を有する区域」内の「宅地や駐車場などの都市的土地利用が進んでいる区域」内に入っています。現庁舎がある鳩谷地区においては、建築物の行為に関して届出が必要となり、具体的には以下に示します。

表 届出対象行為の一覧

行為の種類	エリア・地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	◆飯島、鳩谷、島、戸ヶ野地区 当該建築物の延べ面積（増築にあっては増築後の延べ面積）が 300 ㎡以上または高さ（増築にあっては増築後の高さ）が 10m 以上のもの
宅地の造成、道路の開設、その他土地の区画形質の変更	◆飯島、鳩谷、島、戸ヶ野地区 面積が 300 ㎡以上のもの
森林、木竹の伐採	◆飯島、鳩谷、島、戸ヶ野地区 面積が 100 ㎡以上のもの

図 世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区の範囲と区域設定



出典：白川村景観計画

3. これまでの検討経緯

新庁舎の計画に関して、これまでの検討経緯について以下に示します。

村内にて「新庁舎建設計画策定事業」を新設し、令和4年（2022）年度、令和5（2023）年度に調査委託研究費用を予算化して計上してきた経緯があります。令和5（2023）年6月14日には村議会、総務産業常任委員会にて「現庁舎の課題、建設地の選定、周辺測量の結果」などを説明し、審議を行いました。

令和5（2023）年6月21日には、第2回村議会定例会にて新庁舎の必要性や検討委員会の開催についての審議が行われ、令和5（2023）年7月25日議員懇談会において、候補地の航空写真や地権者情報、庁舎建設検討委員会候補者リスト、検討委員会開催のスケジュール等が審議され、その後、新庁舎建設特別委員会を設置する方向で調整が図られました。これらの流れを受け、村議会において「新庁舎建設特別委員会」が設置され、令和5（2023）年9月21日や翌年の令和6（2024）年2月6日に特別委員会を開催し、継続的な審議が行われている状況です。

表 主な審議内容整理

項目	具体的内容
現庁舎における課題について	●施設の老朽化が進んでいること。 ●現庁舎位置が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されていること。 ●庁舎の執務環境において狭隘化していること。 ●バリアフリーへの対応不足であること。 ●耐震性の課題があるということ。
新庁舎の課題と必要性について	●新庁舎の建設位置についての議論。 ⇒ 現庁舎は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されており、現位置での建替えは難しい。 ⇒ 新庁舎は尾根に対し北東方向にできる限り離して建設する必要がある。現庁舎北西の杉林が適地と考える。 ●新庁舎の規模についての議論。 ⇒ 現庁舎の規模は1,500㎡程度。 ⇒ 新庁舎は2階建て1,750㎡程度。防災センター375㎡と併せて2,150㎡程度を想定。 ●新庁舎の整備費用についての議論。 ⇒ 総工費約20億円を予定。
新庁舎建設特別委員会	●候補地の用地交渉状況の報告。 ●建設候補地の決定。 ●白川村新庁舎建設基本構想（案）の策定について。 ●今後の流れ（検討委員会の開催、基本計画書の策定、測量、用地交渉など）。

第2章 村の概要

1. 村の概況

(1) 位置、地形

本村は、岐阜県北西部に位置し、白山、日照岳、人形山などの急峻な山々に囲まれている農山村です。村の面積 356.64k m²のうち 95.7%を山林が占めており、飛騨地域の中でも山ひだが険しい地域で、急斜面地の間を縫うように庄川が流れ、その流域に集落が形成されています。また本村は、日本有数の豪雪地帯であり、特別豪雪地帯に指定されています。このような風土から生み出された白川郷・五箇山の合掌造り集落は、ユネスコの世界遺産に登録されている他、白山国立公園の山並みや庄川上流の白水湖、御母衣湖といったダム湖も地域の重要な観光資源として位置づけられています。

図 白川村概況図



(2) 歴史

古くから飛騨国の庄川流域は白川郷と呼ばれており、その内「下白川郷」と呼ばれる川下側（北側）が白川村、「上白川郷」と呼ばれる川上側（南側）が荘川村（現：高山市）となりました。江戸時代中期から白川村には合掌造り家屋が建設されており、300年以上前に建てられた家屋もあるといえます。

村の起源は、出土された土器や水田の耕作状況より、古くは縄文期から弥生時代までさかのぼると言われています。鎌倉時代以降は浄土真宗の布教により、地元の武家勢力との対立が激しかったとされています。江戸時代に入ると養蚕業の発展とともに合掌造りの家屋が誕生し、共同で屋根葺き作業を行う「結」もこの時期に生まれました。

明治時代に入ると下白川郷が白川村、上白川郷が荘川村に再編され、社会制度や経済の変革も相まって村の人々の生活は大きく変化しました。その後昭和に入ると養蚕業の衰退もあり大型の合掌造りの民家は必要なくなり、第二次大戦後は若い世代の出稼ぎや昭和36(1961)年の御母衣ダムの建設もあって村の過疎化が一気に進行しました。その間、合掌造りの民家も都会の料亭等に売却されるなどしましたが、危機感をもった人達によって保存活動も始まり、平成7(1995)年にはユネスコの世界遺産に登録されたことから観光立村としての位置づけのもと、現在に至ります。

2. 人口や世帯の状況

(1) 人口・世帯

昭和 55（1980）年から令和 2（2020）年における国勢調査によると、本村の人口は、昭和 55（1980）年時点で 2,132 人であり、その後減少傾向が続きますが、世界文化遺産登録（平成 7（1995）年 12 月）及び東海北陸自動車道白川郷インター供用開始（平成 14（2002）年 11 月）など、観光産業を後押しする外部的要因に伴い経済の活性化が図られ、若年層の雇用拡大やUターン者の増加により一時的に増加しました。しかし、平成 17（2005）年以降は再び都市部への流出が始まり、こうした減少傾向は現在も続いており令和 2（2020）年には 1,511 人となっています。

また、本村の世帯数は、昭和 55（1980）年時点で 672 世帯であり、平成 17（2005）年に 779 世帯に増加した以後は減少が続き、令和 2（2020）年では 572 世帯となっています。1 世帯あたりの平均人員は昭和 55（1980）年の 3.17 人から令和 2（2020）年の 2.64 人に減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によると、今後も人口減少は続き、20 年後には 1,000 人を割ってしまうという予測が出ています。

図 人口・世帯の推移

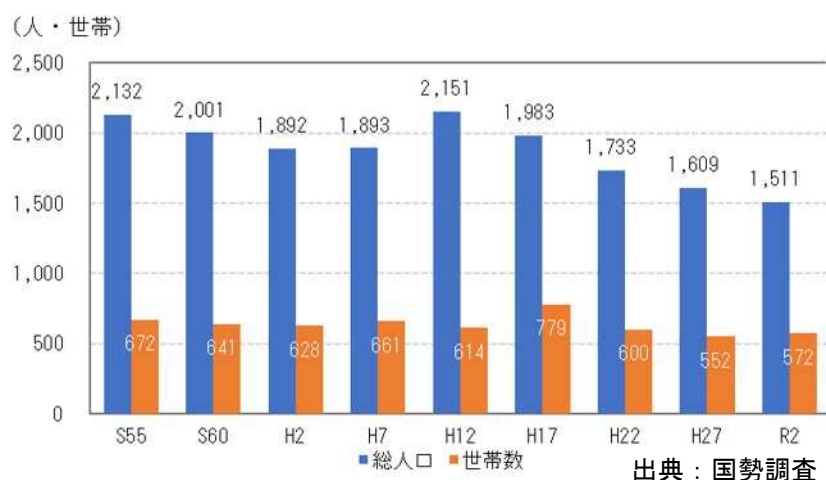
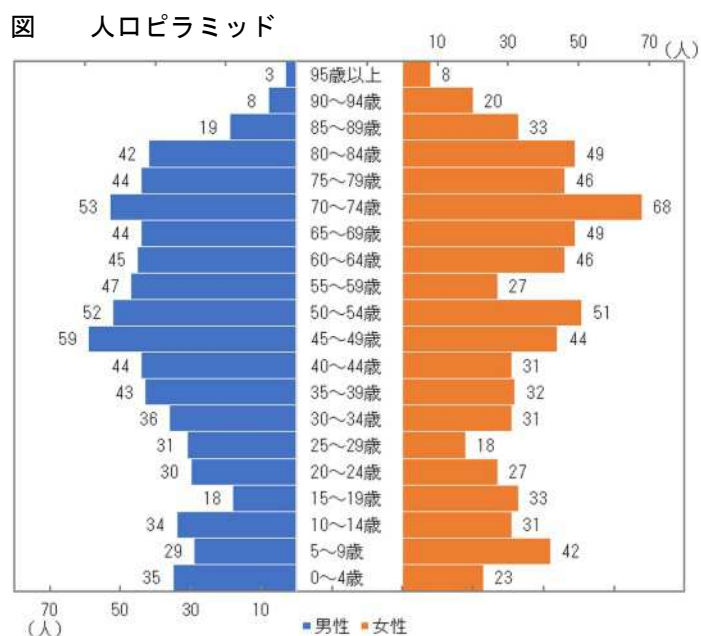


図 人口の将来推計



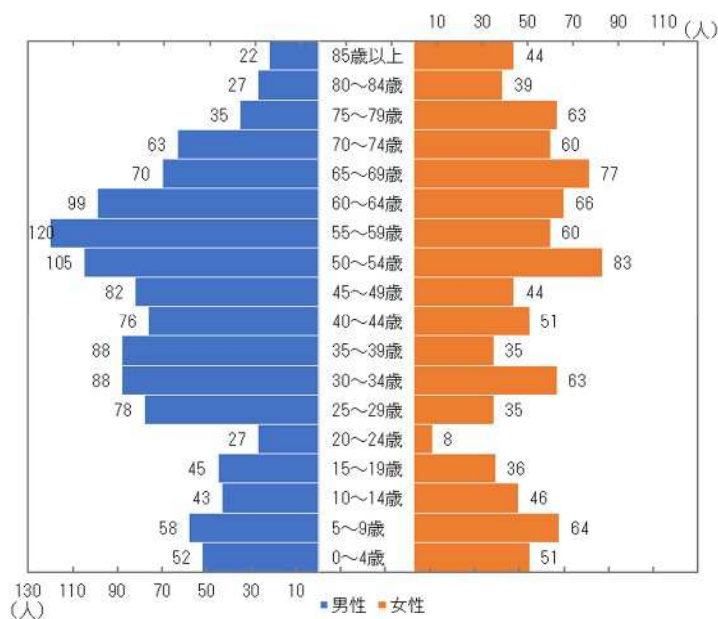
(2) 性別年齢別人口

本村の人口構造を人口ピラミッド（性別年齢別人口分布）でみると、平成 17（2005）年では少子高齢化の進んだ社会に多くある「つば型」に近い形であり、20 年後の令和 6（2024）年では、平成 17（2005）年の時と同じつば型ではあるものの、男性は 50 歳代の人数が最も多くなっています。全体的にみると本村での少子高齢化の状況は変わっていません。



平成 17（2005）年

出典：岐阜県

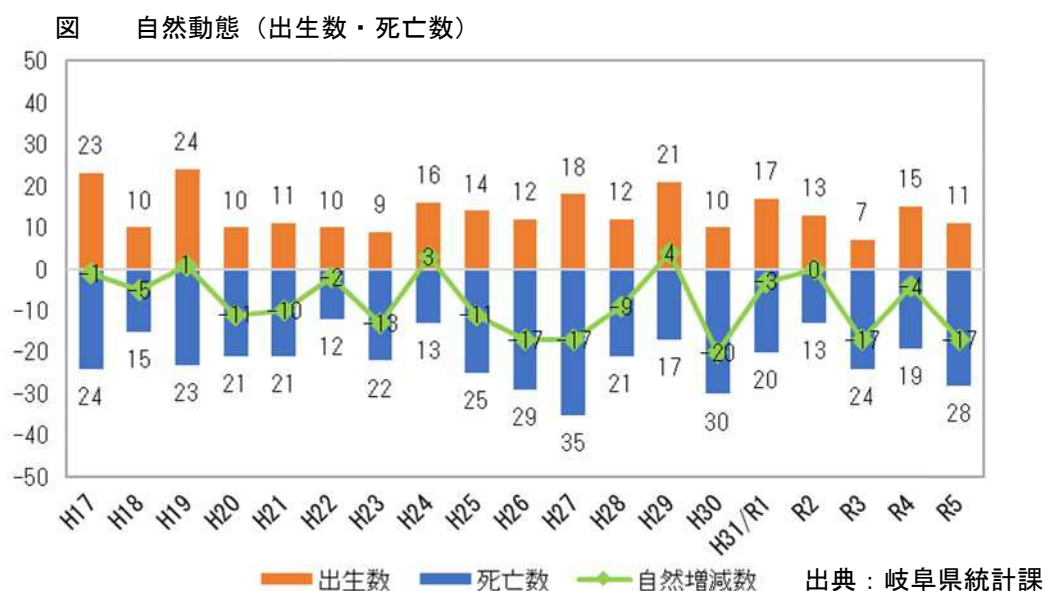


令和 6（2024）年

出典：岐阜県

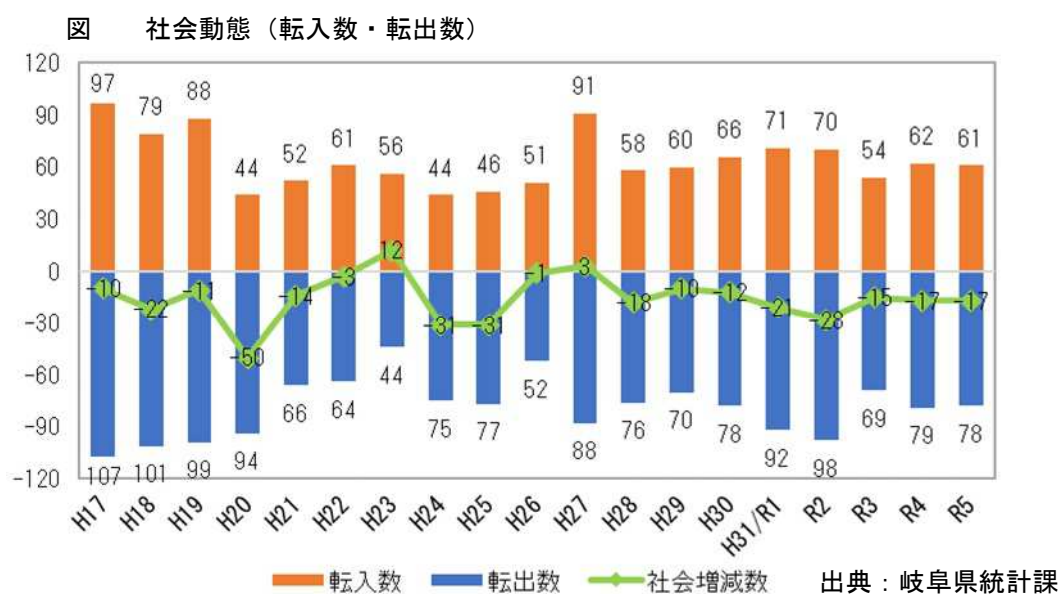
(3) 人口動態

平成 17（2005）年から令和 5（2023）年における出生数と死亡数による人口の増減をみると、総じて出生数よりも死亡数の方が高く、自然増減では減少が続いています。



(4) 社会動態

平成 17（2005）年から令和 5（2023）年における転入と転出による社会動態の増減をみると、総じて転出数が転入数を上回り、社会減の傾向を示しています。

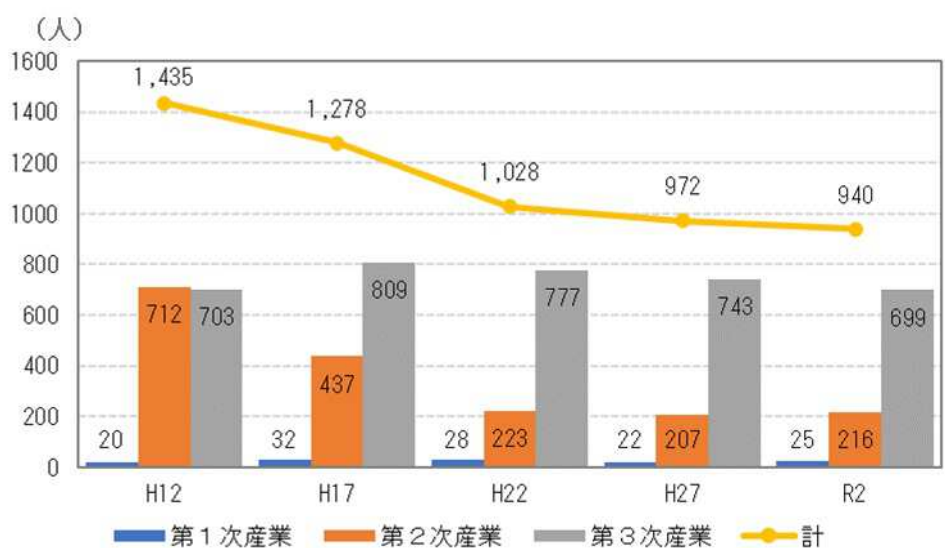


3. 産業

(1) 就業者数の推移

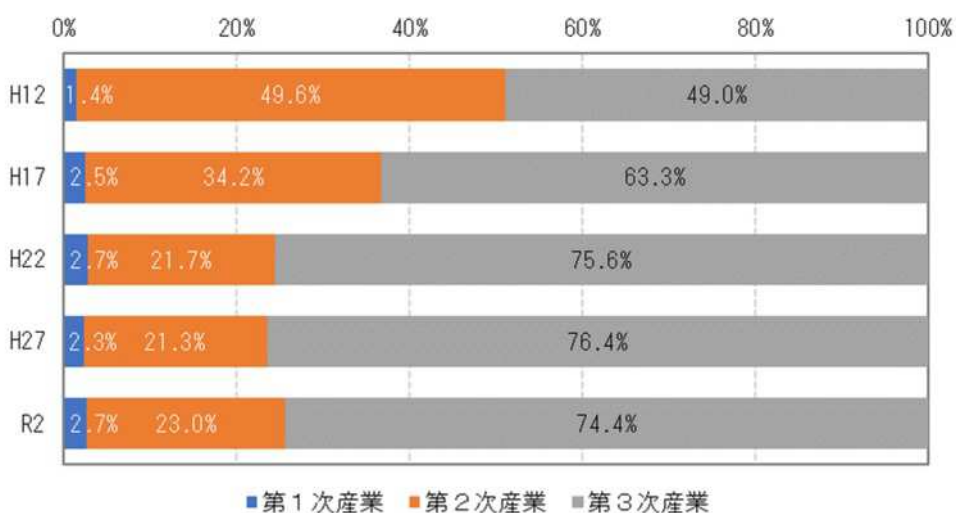
平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年までの推移をみると、就業者数全体の人数は年々減少傾向にあります。農林業などの第 1 次産業に従事する人数は 20 人から 30 人で推移しており、就業者比率も大きく変わっていません。また、製造業などの第 2 次産業について、従事者数は大きく減少しており、平成 12 (2000) 年には就業者全体の半数を占めていましたが、令和 2 (2020) 年には 23% 程度に減少しています。商業やサービス業などの第 3 次産業については、就業者数全体の約 75% を占めています。

図 産業 3 部門従業者数の推移



出典：国勢調査

図 産業 3 部門従業者比率の推移

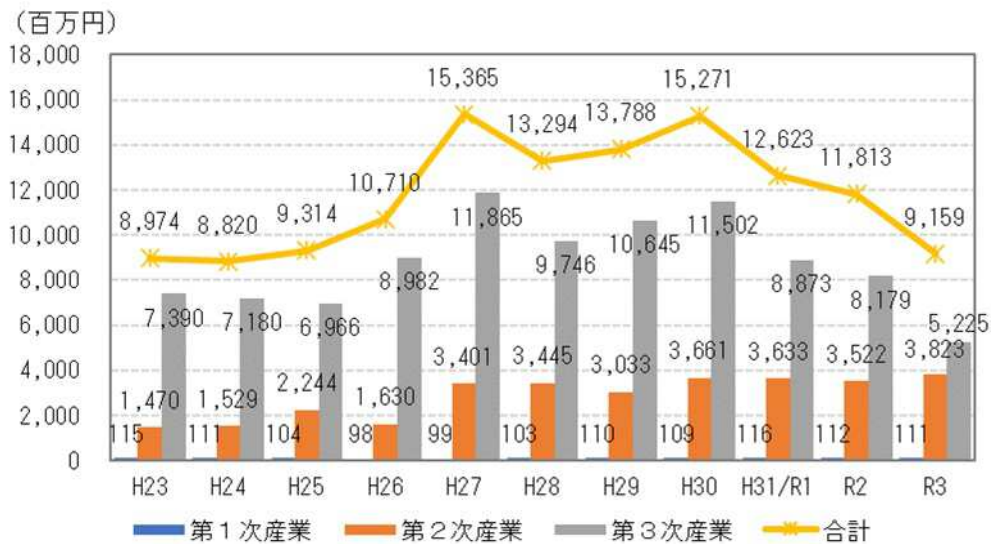


出典：国勢調査

(2) 産業別総生産の推移

平成 23 (2011) 年から令和 3 (2021) 年までの推移をみると、総生産の中で第 3 次産業が占める割合は平成 26 (2014) 年には 80%以上を占めていましたが、令和に入るとその割合は減り、令和 3 (2021) 年には 60%程度まで減少しています。

図 産業別総生産の推移



出典：国勢調査

4. 気象

白川観測所における平成3（1991）年から令和2（2020）年の30年の平年値によると、本村の年平均気温は10.9℃であり、高山市（11.4℃）と比較すると、0.5℃程度低くなっています。

冬場の1月（-1℃）、2月（-0.8℃）の平均気温は0℃を下回っていますが、夏場の7月から9月における夏場の平均気温は21.9℃であり、日あたりの最高気温も8月の29.6℃が最高となっています。風速も0.6m/s～1.3m/sであり、風向は北東からの風が多い状況です。

本村は、日本有数の豪雪地帯であり、積雪は200～300cmに及ぶこともあり、過去30年における1月～3月までの平均積雪量は約150cmになります。

日照時間は高山市の年平均が1,638時間に対し、本村は1,417時間と少なく、岐阜県の平均日照時間が2,000時間を超えていることから、日照時間は短いと言えます。

表 白川観測所における年間の気候

アメダス 1991年～2020年の30年平年値

白川観測所 所在地：大野郡白川村鳩谷字北長

座標：36 16.4 136 53.8

項目	気温 月・年平均	日最高気温 月・年平均	日最低気温 月・年平均	風速 月・年平均	最多風向	日照時間 月・年 合計	降水量 月・年 計	積雪の深さ 月・年 最大
単位	℃	℃	℃	m/s		時間	mm	cm
1月	-1	2.8	-4.4	0.6	北東	41.2	281.8	148
2月	-0.8	3.8	-5	0.9	北東	62.1	204.5	173
3月	2.5	8.3	-2.3	1	北東	105	195.8	125
4月	8.8	15.6	2.7	1.2	北東	160.8	151.6	32
5月	14.9	21.8	8.6	1.3	北東	196.9	128.8	0
6月	19	24.9	14.1	1.1	北東	150.6	187.1	0
7月	22.7	28.2	18.6	0.9	北東	149.4	277.7	0
8月	23.6	29.6	19.2	1	北東	175.1	190.5	0
9月	19.4	25.1	15.2	0.9	北東	125	214.5	0
10月	13.2	19.2	8.8	0.8	北東	121.3	167.9	0
11月	7.1	12.9	2.8	0.8	西	88.8	181.6	5
12月	1.7	5.9	-1.7	0.7	北東	47	282.8	84
年	10.9	16.5	6.4	0.9	北東	1417.8	2458.2	177

出典：気象庁

本村の概要について以下に整理します。

表 村の概況まとめ

項目	現況まとめ
村の概況	・ 急峻な山々に囲まれた農山村で村の面積の 95.7%を山林が占める。 ・ 日本有数の豪雪地帯。昭和 36（1961）年の御母衣ダムの建設により村の過疎化が進行。 ・ 合掌造り集落がユネスコの世界遺産に登録されてからは観光立村として位置づけられている。
人口・世帯	・ 昭和 55（1980）年時点で 2,132 人。その後減少傾向が続く。 ・ 世界文化遺産登録、高速道路（白川郷インター）開通による経済の活性化から若年層の雇用拡大やUターン者の増加により、平成 12（2000）年に人口が一時的に増加。 ・ 平成 17（2005）年以降は人口流出が進み令和 2（2020）年では 1,511 人。今後も人口減少は続き、20 年後には 1,000 人を割る予測。 ・ 本村の世帯数は、令和 2（2020）年では 572 世帯。1 世帯あたりの平均人員は昭和 55（1980）年の 3.17 人から令和 2（2020）年の 2.64 人に減少。 ・ 少子高齢化が進行している。 ・ 転入よりも転出の方が進んでいる。
産業	・ 就業者数全体の人数は年々減少傾向にある。 ・ 商業やサービス業などの第 3 次産業が就業者数全体の約 75%を占めている。 ・ 村の総生産の中で第 3 次産業が占める割合は年々減少している。
気象	・ 本村の年平均気温は 10.9℃。（平成 3（1991）年～令和 2（2020）年平均） ※高山市（11.4℃） ・ 夏場の平均気温は 21.9℃。 ・ 日本有数の豪雪地帯であり、積雪は 200～300cm に及ぶこともある。 ・ 日照時間は 1,417 時間岐阜県の平均時間（2,000 時間以上）を下回っている。 （平成 3（1991）年～令和 2（2020）年平均）

第3章 現庁舎の現状と課題

1. 庁舎の変遷と概要

(1) 庁舎の変遷

庁舎の変遷について以下に示します。

- ・明治 8 (1875) 年：白川郷 42 村中、尾神以北 23 村が合併して白川村誕生
- ・明治 21 (1888) 年：現在の場所に平屋建 37 坪の庁舎を建設
- ・昭和 15 (1940) 年：老朽化により庁舎建替。木造 2 階建て 99 坪
- ・昭和 41 (1966) 年：老朽化により庁舎建替。(現庁舎) 鉄筋 3 階建て
- ・平成 3 (1991) 年：庁舎内部改修
- ・平成 24、25 (2012、2013) 年：庁舎耐震補強・内部改修

(2) 庁舎の概要

庁舎の概要について以下に示します。

- ・都市計画区域：都市計画区域外
- ・景観規制：重点景観形成地区 (世界遺産と一体となった歴史的風致を有する地区)
- ・住所：白川村鳩谷 517 番地
- ・構造：鉄筋コンクリート造 3 階建て
- ・敷地面積：約 5,400 m² (駐車場、トイレ、車庫含む)
- ・延床面積：1 階 769.5 m² (地下書庫・電算室除く)
2 階 294.0 m²
3 階 294.0 m² (ベランダ含む) 計 1,357.5 m²
- ・耐震性能 (Is 値)：3 階建て部分 0.75



庁舎全景 1 (近景)



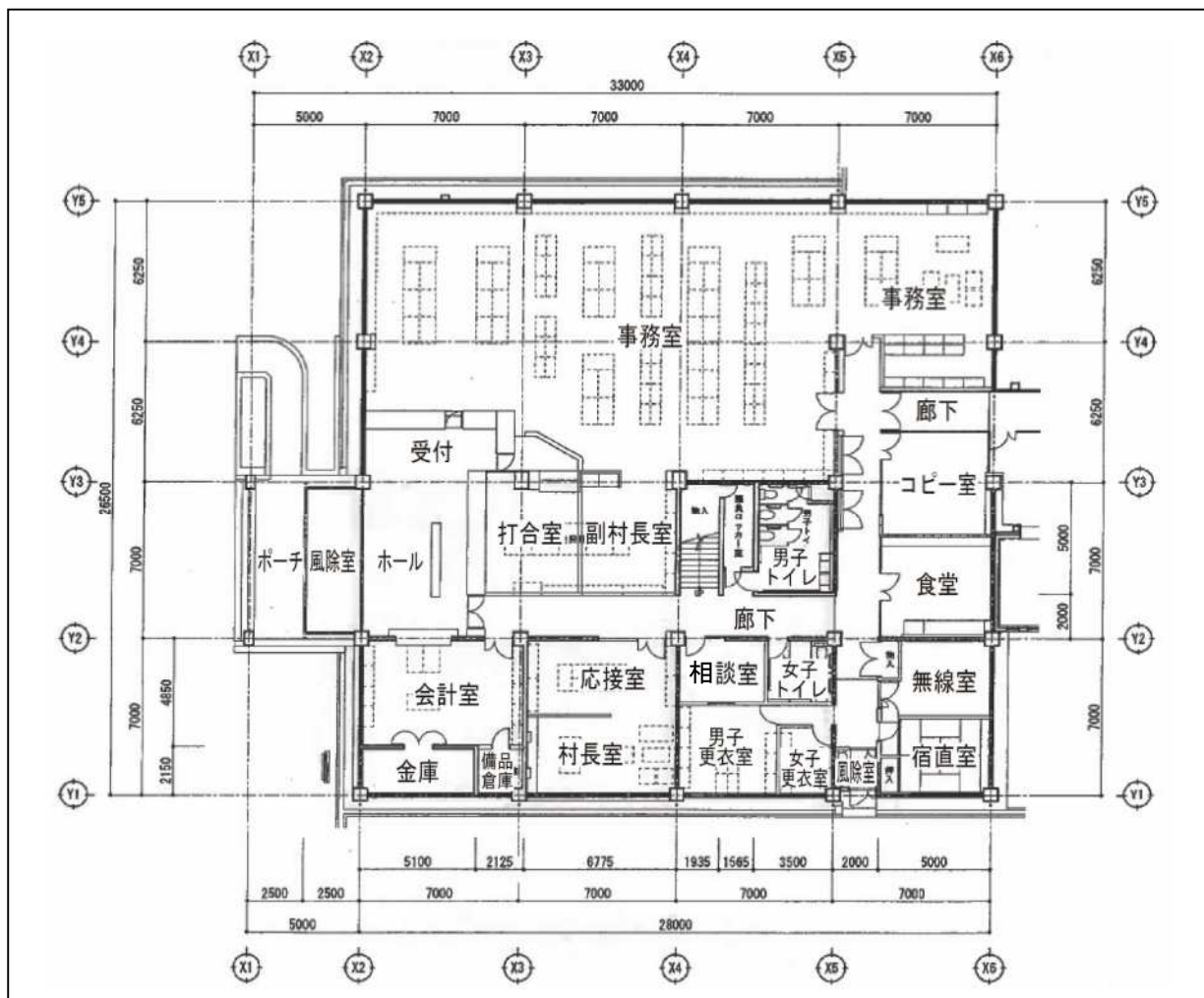
庁舎全景 2 (遠景)

図 現庁舎施設配置図



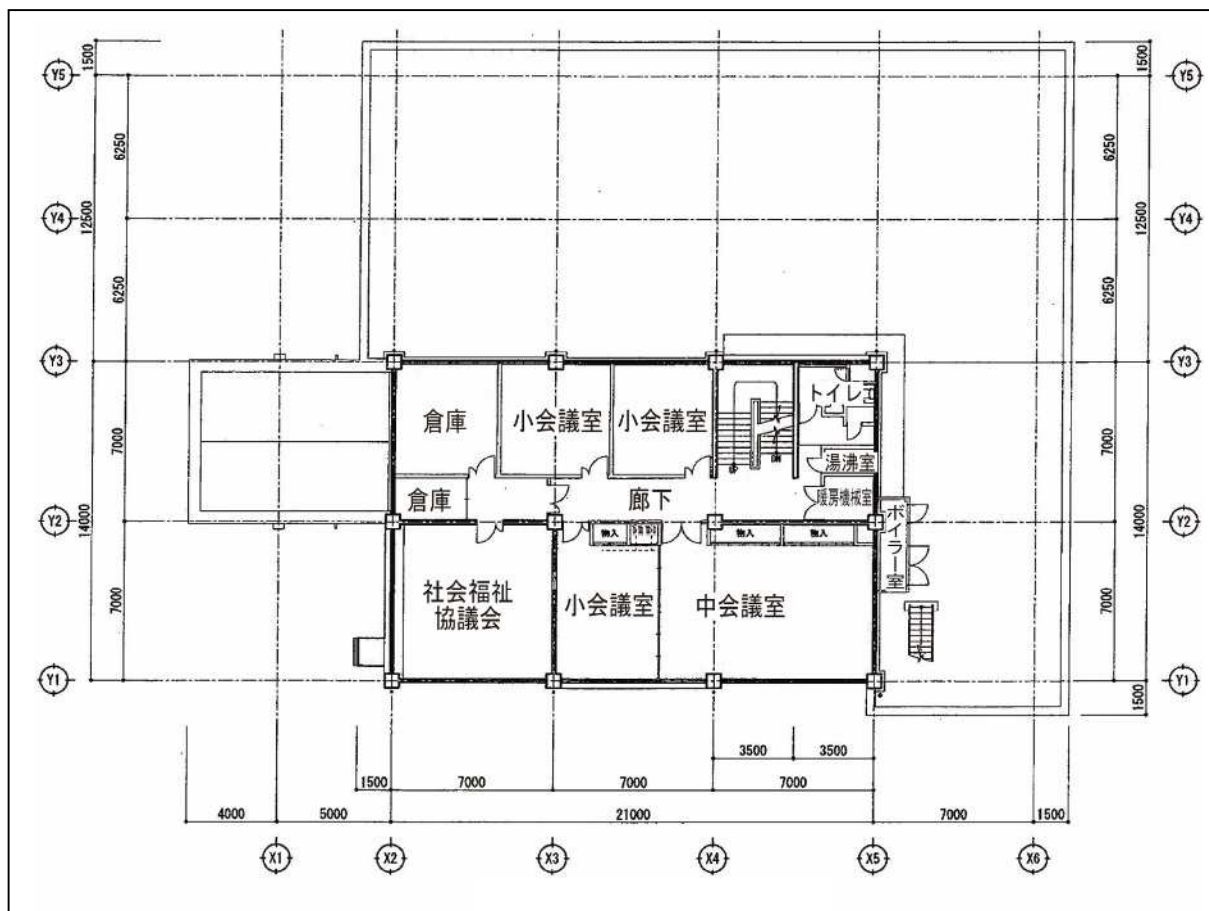
出典：役場内図面資料

図 現庁舎施設 1 階平面図



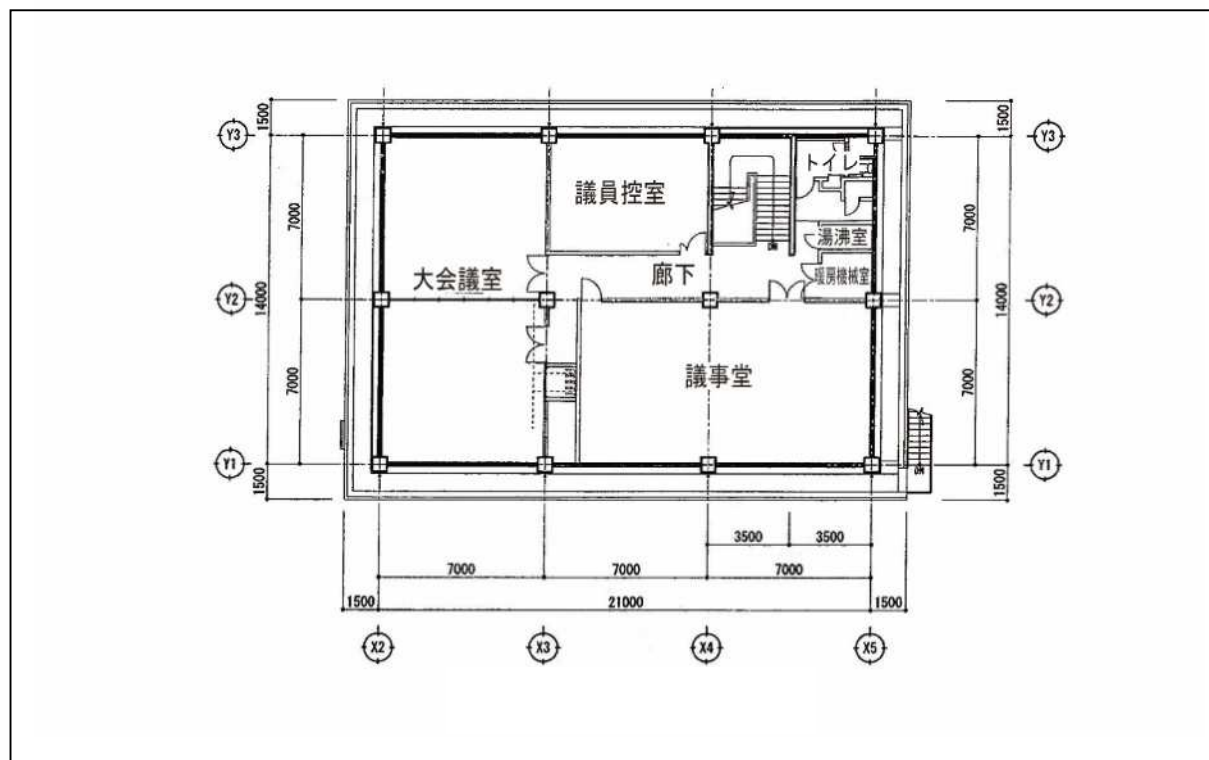
出典：役場内図面資料

図 現庁舎施設 2 階平面図



出典：役場内図面資料

図 現庁舎施設 3 階平面図



出典：役場内図面資料

表 現庁舎の機能別面積 (図上求積)

部屋名	延床面積 (㎡)			
	1 階	2 階	3 階	計
事務室	295.2			295.2
受付	22.1			22.1
村長室	24.5			24.5
副村長室	22.8			22.8
倉庫		23.5		23.5
社会福祉協議会		49.0		49.0
議事堂			98.0	98.0
職員控室			35.0	35.0
応接室	24.5			24.5
会議室		144.5	98.0	242.5
打合室	22.8			22.8
会計室(金庫・備品倉庫含む)	49.0			49.0
相談室	11.2			11.2
コピー室	23.3			23.3
食堂	23.0			23.0
無線室	17.5			17.5
宿直室	17.5			17.5
職員ロッカー室	7.8			7.8
男子トイレ	17.5			17.5
女子トイレ	8.4			8.4
トイレ		13.0	13.0	25.9
男子更衣室	21.4			21.4
女子更衣室	8.0			8.0
湯沸室		3.0	3.0	6.0
暖房機械室		4.6	4.6	9.2
倉庫		6.4		6.4
共用(ホール・廊下・階段等)	153.1	50.1	42.5	245.6
計	769.5	294.0	294.0	1,357.5

2. 現庁舎の現状

（１）庁舎修繕の状況

現庁舎は、昭和 41（1966）年に建設した鉄筋コンクリート造 3 階の建物で、令和 5（2023）年で 57 年が経過します。この間、大規模修繕として平成 3（1991）年に 1 階部分の内部改修工事（地下書庫設置）を行い、平成 24（2012）、25（2013）年には庁舎 3 階建て部分の耐震補強工事及び 1 階、2 階部分の内部改修工事を実施しています。また、老朽化による雨漏りや給排水・床暖房・冷房・照明設備等の故障、建具の不具合が不定期に発生するため、屋根の防水シートの張り替えなど適宜修繕を行っている状況です。

（２）庁舎の執務環境

現庁舎の執務空間は狭く、共有スペースも不足しており、効率的な執務執行に支障をきたしています。令和元（2019）年 10 月から教育委員会事務局が南部地区文化会館に移室しましたが、会議室や作業スペース、書庫等の不足により、事務効率の低下を招いているという状況です。こういった書庫の不足を補うため、庁舎北側の車庫 2 階を文書等保存庫に利用しますが、施設の老朽化により保存状態が悪く書類の劣化等が懸念されています。更に、村所有の絵画も保存スペースが無いことから、ほとんどは飛騨世界生活文化センター収蔵庫（高山市）に保管を依頼している状況です。

（３）居室の利便性

現庁舎は、バリアフリーをはじめとする人にやさしい空間としての対策が不十分であり、高齢者や障がい者等、すべての人が利用しやすい環境となっていません。部分的な改修を行っているものの、抜本的な解決には至っていない状況です。また、庁舎にはエレベーターが設置されておらず、高齢者や障がい者、乳幼児を連れた方の移動が困難な状況であり、特に 3 階の大会議室・議事室への行き来は階段のため来庁者の利用に支障をきたしています。

1 階部分においては、仕切りのある広い部屋がなく、選挙時の期日前投票所開設時は、手狭なスペースで投票事務を行わなければならない、昨今の感染症対策においても、決して安全な環境とは言えません。更に、2 階、3 階のトイレは男女兼用となっており、現在は 2 階を女性専用、3 階を男性専用として提供している状況です。

（４）災害の危険性

現庁舎は、大溝谷沿いという谷地に立地しています。この谷は上流の宮谷と横道谷が合流し形成された谷で、昭和 23（1948）年に大洪水が発生したため、災害復旧工事により庄川までの流路が建設されました。なお、現状では、現庁舎位置を含めた扇状地が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されています。

(5) 現庁舎の耐震性

現庁舎の3階建て部分については、平成23(2011)、24(2012)年にIs値(*3) 0.75となるよう耐震化工事を実施しています。昭和43(1968)年の十勝沖地震(マグニチュード7.9、震度5)、昭和53(1978)年の宮城沖地震(マグニチュード7.4、震度5)では、Is値0.6以上の建物は中破(中程度)以上の被害が出ていないということから判断すると、現庁舎は、Is値0.75の耐震補強を実施したため、即座に倒壊する可能性は低いものの、修繕し、再利用することは困難であると想定します。

*3: Is 値

建物の耐震性能を表すための構造耐震指標。

表 耐震診断基準

Is 値	耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is 値 0.6 以上で耐震性を満たすとされている。
0.3 未満	大規模な地震により倒壊や崩壊の危険性が高い建物
0.3 以上 0.6 未満	大規模な地震により倒壊や崩壊の危険性がある建物
0.6 以上	大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が低い建物
0.75 以上	災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の者が利用する施設
0.9 以上	災害応急対策活動に必要な建築物のうち特に重要な建築物

3. 課題

(1) 老朽化する建物の更新

現庁舎は、昭和41(1966)年に建設した鉄筋コンクリート造3階の建物であり、令和5(2023)年で57年が経過しています。これまでに仕上材や設備関係など適宜修繕を施してきた経緯がありますが、このままでは今後も老朽化が進行し、更に雨漏りや建物クラックなど様々な不具合が生じる恐れもあり、維持管理費用のさらなる増大が見込まれるとともに、能登半島・南海トラフ等、今後発生が予測される巨大地震による建物の倒壊の危険性も懸念されます。

（２）効率的な執務環境の確保

現庁舎は、執務空間が狭く、共有スペースも不足していることから、効率的な執務執行に支障をきたしている状況です。併せて高度情報化社会の時代を迎え、必要に応じて執務室のレイアウト変更や配線工事等を行っているものの、今後も様々な社会情勢の変化に柔軟に対応するには、庁舎の構造上の問題や狭隘化等により、新たな電算機器の設置やシステム整備を行うことが難しいことから、きめ細やかな住民サービスが十分に提供できないという課題があります。

（３）利便性の高い空間の確保

現庁舎は、バリアフリーをはじめとして、誰もが利用しやすい空間としては十分ではありません。職員側においては、仕切りのある広い部屋がなく、選挙時の期日前投票所開設時は、手狭なスペースで投票事務を行わなければならないなど、決して安全な環境とは言えないような状況です。また来庁者においても、待合スペースの不足や案内表示の不足はもちろん、エレベーター等の高低差を解消する移動手段の未整備や、通路や階段の狭さ、男女兼用のトイレの存在（現在では２階を女性専用、３階は男性専用）など課題が多く見受けられ、今よりもゆとりのある空間の確保やユニバーサルデザインへの対応が望まれます。

さらには、事務の効率化を図るための各種申請等のオンライン化や総合窓口の導入による行政サービスの向上も課題であり、利便性の高い空間の確保が望まれます。

（４）災害リスクへの対応

現庁舎位置を含めた扇状地が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されているため、土砂災害が発生する恐れがあります。特に、現庁舎位置は横道谷と宮谷合流部の下流にあたるため、河川が越流した場合に大きな被害を受ける恐れがあります。

庁舎施設は、災害の発生時に、災害対策本部として情報収集や情報発信の中核機能を維持するとともに、防災・災害復旧の拠点として機能維持する必要があります。現庁舎は、３階建て部分の耐震化工事を実施しているものの、その役割が十分に果たせない可能性が高く、特に大地震発生時には、大きな不安を抱えることになります。

また、基幹系及び情報系システムサーバや移動系・同報系防災無線システムは庁舎１階に集中しており、機器の増加により密集し手狭となっていることに加え、土砂災害や地震対策も十分ではなく、業務を継続するうえで大きな課題になっています。

4. 新庁舎建設の必要性

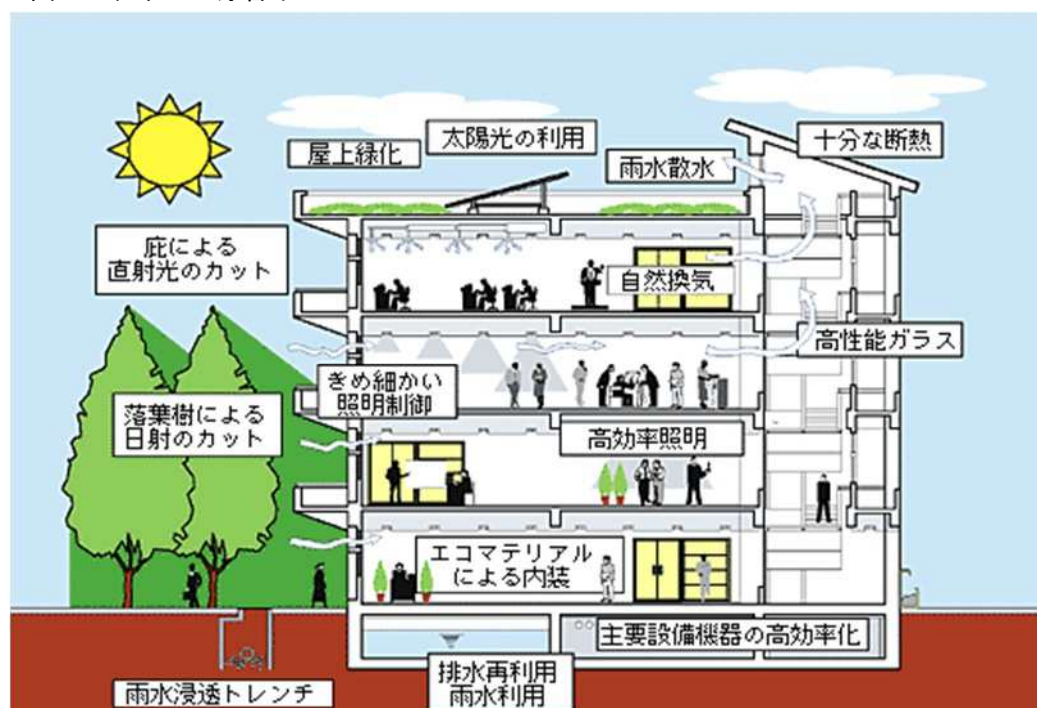
これまでの現況、課題整理より、新庁舎建設の必要性を以下にまとめます。

表 新庁舎建設の必要性

項目	新庁舎建設の必要性
村の将来像の実現のために庁舎の果たす役割	●本村は、観光立村としての機能を保ちつつ、村民が快適に住み続けられるよう、行政機能の充実を図る意味でも庁舎の役割が重要となる。 ●人口は維持以上を目指し、持続可能な村をつくるための施策を展開する上で行政機能及びサービスの充実を図る必要がある。 ●白川村公共施設総合管理計画では、現庁舎は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）にあることから、中期的には移転等も含め防災拠点の強化の検討が必要である。 ●災害発生時における災害対策本部としての役割を果たすため災害に強い施設としての機能充実を図る必要がある。
庁舎建物の老朽化	●現庁舎は、令和5（2023）年で築57年が経過する建物である。このため、老朽化の進行により、様々な不具合が生じる恐れや、維持管理費用の増大、災害等による建物倒壊の懸念から新庁舎の必要性が高まっている。
防災拠点としての災害に対する対応、機能の確保	●庁舎は災害対策本部の設置場所に指定されており、平常時の来庁者の安全を確保するとともに、災害発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要がある。 ●現庁舎位置を含めた扇状地が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されており、河川が越流した場合に大きな被害を受ける恐れが高い。災害発生時に対策本部としての機能が損なわれる可能性があることから安全な場所に庁舎を移転させる必要がある。
効率的な執務環境の確保	●現庁舎は、執務空間が狭く、書庫や倉庫などのスペースも不足しており、効率的な執務執行に支障をきたしている状況である。 ●プライバシーが確保された相談室等の必要な諸室を精査し、村民ニーズに合わせて柔軟な対応ができ、職員が効率的に執務を遂行できる空間が求められている。 ●また、ITを活用した行政サービスの電子化に対応するための環境整備や個人情報の保護などのセキュリティ対策といった情報管理も十分に行える空間とする必要がある。

利便性の高い空間への対応	●来庁者の待合スペースや執務室の狭さを改善し、通路や階段を広げ、ゆとりのある空間の確保に努める必要がある。 ●男女兼用トイレや段差の解消をはじめとするバリアフリーへの対応はもちろん、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインへの対応に努める必要がある。 ●事務の効率化を図るための各種申請等のオンライン化や総合窓口の導入による行政サービスの向上も課題であり、利便性の高い空間の確保が望まれる。 ●住民の憩いの場となる交流空間を設け、分かりやすい案内表示を行うことで、誰もが利用しやすい質の高い空間を確保する必要がある。
現庁舎の耐震性、IT機器の安全性	●現庁舎については、Is 値 0.75 となるよう耐震化工事を実施しているものの、災害の発生時において十分な庁舎機能を果たせない可能性が高いことから、高い耐震性能を持つ建物を整備する必要がある。 ●庁舎内の基幹系及び情報系システムサーバや移動系・同報系防災無線システムの集中を緩和することに加え、土砂災害や地震対策を十分に施す必要がある。
環境への配慮	●地球環境保全のため、限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎とする必要がある。また、令和 2（2020）年、政府において宣言された「2050 年脱炭素社会」を推進し、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、快適な室内環境を目指しながら、建物で消費するエネルギーを極力抑えた庁舎を目指す必要がある。 ●白川村景観計画に基づき、村内の指定された区域に建物や工作物を築造したり、土地の改変や森林の伐採等を行う場合は届出が必要となる。

図 グリーン庁舎イメージ



出典：国土交通省

第4章 新庁舎建設の基本理念・基本方針

庁舎は福祉や健康、子育て、教育、各種保険・年金、まちづくり等の生活に関わるすべての施策を展開する拠点です。また、村民一人ひとりに各種行政サービスを提供するとともに、災害時には防災拠点となり、人々の安全・安心を守っていくことが求められる施設です。

そこで、新庁舎では、日常時には行政サービスを提供するだけでなく、新たに「村民と村民の協働、交流スペース」として親しみやすく気軽に立ち寄れる場となり、緊急時には「司令塔として先導できる施設」として柔軟な対応ができる場として機能していくことが大切です。さらに、誰もが利用しやすいような施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応、限られた資源の有効活用、自然エネルギー利用及び設備システムの高効率化等を実現することにより、人や環境にやさしい庁舎を目指していきます。このように、新庁舎が、将来的に多岐にわたって地域との連携を深め、さらなるまちづくりの重要な拠点としての役割を担うとともに、村民が誇れる庁舎を目指すことを目標とします。

以上より、新庁舎整備に際して、目標とする庁舎像である「基本理念」を設定し、基本理念を実現するための基本方針を以下のとおりとします。

基本理念

「村民の安心・安全を支え、利便性が高い環境にやさしい庁舎」

新庁舎は、いつまでも豊かに住み続けられる村づくりの拠点施設であり、安心・安全な暮らしを支える防災拠点を担う役割と村民が集い交流できる場など多様化する住民ニーズに応える施設を目指します。

《6つの基本方針》

- 1 村民や職員が利用しやすく、利便性と効率性が高い庁舎
- 2 村民の安全・安心を支える強靱な庁舎
- 3 村民や地球の環境にやさしく、村の景観と調和する庁舎
- 4 村民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎
- 5 経済的で合理性の高い庁舎
- 6 情報管理に対応した庁舎



第5章 整備方針

1. 整備の視点

先に挙げた基本理念や6つの基本方針を踏まえて、整備の視点を以下にまとめ、具体的な機能や仕様の検討の指針とします。

1. 村民や職員が利用しやすく利便性と効率性が高い庁舎としての視点 ～ 利用者の立場に立った行政サービスの提供と環境整備 ～

村民の来庁目的に応じた相談・手続きのワンストップサービス（※4）対応など、利用者の立場に立った行政サービスを実施します。また、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した施設環境を整備します。

※4：ワンストップサービス

各種手続案内、受け付け、交付などのサービスを1箇所または1回の手続きで提供すること。

2. 村民の安全・安心を支える強靱な庁舎としての視点 ～ 災害時に強く、機能維持と適切な指揮・情報伝達が可能、一時避難ができる防災拠点の整備 ～

村民の安全・安心を支えるためにも、災害に強い庁舎を目指すことが必要であり、そのためには十分な耐震性を有した建築とします。また万が一の土砂災害にも対応すべく、上階に非常用の発電機を整備することや、停電時の地域インフラ遮断時においても3日程度は業務が継続運用可能な施設計画を行うことで、業務継続性（BCP）を確保します。

地震等災害時における災害対策の指揮、情報伝達の拠点、村民が一時的に避難できる場所として機能を確保した防災拠点としての庁舎を目指します。また、新型コロナウイルス感染症等の教訓を活かした感染症対策を講じ、庁舎機能が維持できる環境を整備します。

3. 村や地球の環境にやさしく、村の景観と調和する庁舎としての視点 ～ 資源の有効活用と環境保全に取り組み、総合的な省エネルギー対策の実施 ～

地球環境保全のため、限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎とします。また、本村の豊かな景観を損なうことのない仕様にします。また政府において宣言された「2050年脱炭素社会」を推進し、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、快適な室内環境を目指しながら、建物で消費するエネルギーを極力抑えた庁舎を目指します。

4. 村民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎としての視点

～ 交流やコミュニティの場を多様化させる、開かれた村民のふれあいの場の整備 ～

村民に開かれたふれあいの場として、気軽にゆったりと談話ができる憩いのスペースや村民の作品展示等多目的に利用できる空間の整備を行い、コミュニケーションの場を広げる工夫を行います。

5. 経済的で合理性の高い庁舎

～ 機能性、効率性、柔軟性を重視しつつコストを削減 ～

庁舎建設は、脆弱な財政基盤の地方自治体において、慎重な財政計画の下で行っていく必要があります。なるべく華美な要素は避けつつ、機能性、効率性を重視することで建設費（イニシャルコスト）の低減を図るとともに、維持管理費（ランニングコスト）についても低減が図れるような庁舎として整備します。

また、備品等についても、現在使用しているものは再利用する事とし、コストの削減に努めます。数十年先を見据え、時代の変化に対応できる将来性、柔軟性のある庁舎として整備します。

6. 情報管理に対応した視点

～ 最新技術を活用した事務の効率化によるスマート自治体の実現 ～

RPA（＊5）・AI（＊6）などの最新技術を活用した事務の効率化を進め、スマート自治体の実現を目指します。また、電気供給については、非常用電源を確保し業務継続を可能とする対策を講じます。

＊5：RPA

ロボティックプロセスオートメーション(Robotic Process Automation)。普段、人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。

＊6：AI

アーティフィシャルインテリジェンス (Artificial Intelligence)。大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの。

2. 導入機能と整備方針

先に示した基本理念及び6つの基本方針とそれぞれの整備の視点に基づき、庁舎が機能性に優れた施設となるように、「行政事務執行の場」「防災拠点の場」「付属施設・設備等」「議会審議の場」の4つの利用環境から、それぞれ目指すべき仕様や機能を整理し、フェーズフリー（*7）の考え方を基本とした庁舎が村の顔として役立つ施設として位置づけられるよう意識して計画を進めます。

なお、記載する各室名称は、現庁舎で運用している室名等を基本として記載しているものであり、今後、運用を検証していくうえで、正式に決定していきます。

*7：フェーズフリー

身のまわりにある物やサービスを、日常時は当然のことながら、非常時にも役立つようにデザインする考え方。

（1）行政事務執行の場

十分な執務スペースの確保などの職員が働きやすい環境の整備のほかに、「岐阜県福祉のまちづくり条例」を参考に、誰もが不自由なく利用可能で、諸手続などでの来庁者にとって分かりやすく便利で親しみやすい施設整備を目指します。

《主な導入機能》

事務スペース、窓口、特別職室、電算室、書庫、会議室、打合せ室、相談室、保健室、印刷室、その他

① 事務スペース

事務スペースは、明るくオープンな空間とします。事務スペースと来庁者利用スペースを明確に区分することで、行政情報の第三者への漏洩を防止します。また、事務スペースは将来の組織再編等を見据え、フレキシブルに対応することが可能な配置計画とします。事務スペース配置後には、各種サービス等を効率的に行うため備品配置計画を策定します。



出典：大阪府能勢町

② 窓口

各窓口は統一感のあるものとします。また、効率的な窓口サービスが提供できるよう、来庁者の導線に配慮し、総合窓口や関連する課を隣接して配置します。また、手続のワンストップ化を目指し、短時間で適切な行政サービスが受けられるよう、行政組織全フロアのオープンカウンター方式による窓口の機能的な配置や集約化により、来庁者の諸手続きの移動を最小限とし、利便性の向上を図ります。さらに、プライバシーに配慮したカウンターの設置も検討します。



出典：愛知県阿久比町

また、照明・LAN・電話器・電源など将来の行政需要の変化に伴う機構改革や配置換えの際に容易に対応できるよう、間仕切りなど変更可能な空間を考慮します。

③ 特別職室

特別職室として村長室、副村長室を秘書所管課に隣接する場所へ配置します。特別職室には、少人数の応接スペースを設置します。

④ 電算室

サーバー室として独立した部屋とし、その重要性から ID カードや防犯カメラの設置など外部からの侵入が容易にできないよう対策を講じます。

また、電算室に設置される ICT（＊8）機器の安定稼働のため、運用監視システムを設置します。さらに、日頃のメンテナンス、機器の入替えを円滑にするため二重床（0A フロア）等を導入するとともに、緊急時用の非常用電源（自動起動型）を確保し、業務継続を可能とします。

なお、位置については、情報所管課に隣接した場所とし、水害対策のため 2 階以上へ配置します。

＊8：ICT

インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（Information and Communication Technology）。情報や通信に関する技術の総称。

⑤ 書庫

行政事務の執行に関する文書、図書等を移動式書架により保管するためのスペースとして必要な容量を確保します。容量については、ICTを活用したペーパーレス化が進行することも踏まえた上で検討します。位置は、事務スペースのバックヤード側とし、事務の効率化の観点から、それぞれの執務場所と同一フロアに配置します。また、特に重要な文書等は耐火書庫に保管できるよう準備します。



出典：長野県朝日村

⑥ 会議室

会議室は、大小様々な会議や研修などに対応できるよう、大・中・小それぞれの規模の会議室を配置し、かつパーテーション等を設けるなどフレキシブルに利用できるよう考慮します。また、持ち運び容易なモバイル端末、大型モニターなどを活用したりリモート会議システムの導入など、ICTを活用した庁内環境を整備し、会議・研修会だけでなく、災害時の対応が可能となるよう、会議スペースの有効利用を図ります。各会議室とは別に、村長への来客、記者会見の場として特別会議室を村長室に隣接して配置します。また、選挙時の投開票に利用できる会議室あるいはスペースを確保します。



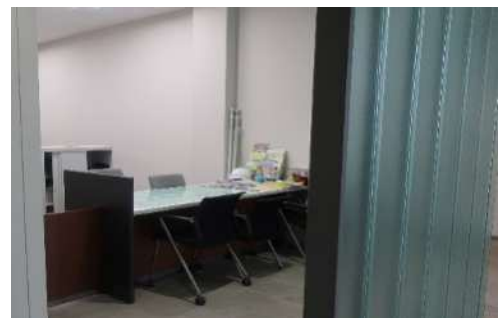
出典：青森県南部町

⑦ 打合せ室

打合せスペースとして、課内での打合せ等に使用する間仕切りしたコーナーを必要箇所に設置します。

⑧ 相談室

福祉、子育て、税務相談などプライバシーに配慮した相談室をそれぞれのフロアに設置します。



出典：愛知県阿久比町

⑨ 保健室

保健室は、子育て支援等に係る保健業務や来庁者等の緊急時に対応するため子育てや健康福祉に関わる部署に近接して配置します。

⑩ 印刷室

印刷室は、事務スペースの配置に応じ設置します。

⑪ その他

新庁舎を建設するにあたり、隣接している付属棟や車庫・倉庫の取り扱いについて、関係者と十分調整を図りながら検討を進めます。

（２）防災拠点の場（本庁舎）

庁舎は地震等の災害に対して安全性が高く、災害時でも極力行政機能を失うことなく継続できることが求められます。このため、建物の十分な耐震性能を確保する免震構造の採用、最低３日間（72 時間）は機能維持できるよう非常用電源（自動起動型）の確保、空調熱源は単一熱源ではなく複数熱源の導入を検討します。

また、災害時には対策本部としての役割を果たす空間や設備を整備するとともに、感染症対策としての換気機能、消毒機能、リモート機能の導入など、非常時でも庁舎機能の継続が可能となるような仕組みの整備が必要です。

《主な導入機能》 放送室、災害対策本部室

① 放送室

村民等への火災、災害情報など緊急情報を提供する放送室を設置します。

② 災害対策本部室

災害時の対策本部となる会議室を配置します。会議室には、災害対策本部の会議を実施できるスペースを確保し、その他災害時に使用する関連情報機器や災害情報を収集するための大型モニターを設置します。また、支援団体（自衛隊、内閣府、国土交通省、他市町等）の活動スペースとするため、非常用コンセント及び通信手段としての公衆無線 LAN 設備を設置します。



出典：愛知県半田市

なお、現在設置されている岐阜県の防災関連設備の移設について事前の調整が必要です。災害対策本部室は、防災所管課・放送室に隣接して配置するとともに上階に設置します。

(3) 付属施設・設備等

限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎にするとともに、建設後の管理費をできる限り抑制するよう、総合的な省エネルギー対策を講じます。

具体的には、照明スイッチの細分化と LED 照明等の採用、自然採光を積極的に取入れるなど昼光センサーによる減光制御、太陽光や地中熱などの自然エネルギーや深夜電力の活用、自然換気を図りつつ熱効率の高い換気システムの採用などを検討していきます。

特に各種設備については、メンテナンスコストの低減を図るため、機器の交換や設置場所を考慮した選定を行います。

《主な導入機能》

玄関・ロビー、更衣室、休養室、宿日直室・夜間休日受付、食堂、駐車場・駐輪場、トイレ、告示板・掲示板、エレベーター、省エネルギーシステム、地域資源を活用した建材、村民交流スペース

① 玄関・ロビー

玄関は、明るく開放的な空間とし総合窓口案内により、誰にでも分かりやすい施設案内とします。玄関・ロビーは入りやすく出やすい位置に設置し、居心地のよい空間となるよう工夫します。また、来庁者と職員の導線が交差しないよう出入口を区分するなど配慮します。

② 更衣室

男女別で1箇所ずつ設置します。

③ 休養室

男女別で1箇所ずつ更衣室に隣接した場所に設け、洗面設備を併設します。

④ 宿日直室・夜間休日受付

閉庁時の専用出入口として夜間休日受付窓口を1箇所設けるとともに、宿日直室に事務スペースを完備します。

⑤ 食堂

職員等が食事や休憩できる場所として食堂を設置します。食堂には、飲み物などの自動販売機を配置します。

⑥ 駐車場・駐輪場

駐車場は、来庁者用、公用車、消防車、職員用のそれぞれ専用スペースを配置し、電気自動車の充電器の設置についても検討します。来庁者用の駐車場には、障がい者等に配慮した「おもいやり駐車場」を確保し、駐車後の庁舎への導線を意識した配置とします。

また、防災拠点となることから物資等を積載した大型車両が進入しやすいことと、その車両が駐車し作業できるスペースを確保します。

駐車場の配置は、庁舎玄関付近の安全性・利便性を考慮し、来庁者と公用車・搬入業者が交差しない専用通路等を設け、緊急時に消防車両が迅速に出動できるよう考慮します。



出典：長野県朝日村

⑦ トイレ

乳幼児や障がい者等に配慮した多目的トイレを設置します。また、環境に配慮し、照明は人感センサーによる消し忘れ防止対策、洗面は自動水栓を取入れ、天井・壁・床は清掃しやすい素材を用い清潔感を保てるような空間とします。

⑧ 告示板・掲示板

告示板や掲示板は、それぞれ1箇所ずつ設置し、来庁者の目に入りやすい位置に配置します。さらに、サイン計画（*9）においては、誰もが容易に視認でき、庁内外の行き来に困らないように配慮するとともに、外国語表記やピクトグラム（*10）を採用します。



出典：東京都多摩市



出典：愛知県半田市

*9：サイン計画

人々がより円滑に行動し、快適に過ごすことができるよう、人の動きを想定しながら、どのような内容の情報を、誰を対象とし、どこに、どのように表示・案内するかを計画すること。

*10：ピクトグラム

案内用図記号。不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語に頼らず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。

⑨ エレベーター

障がい者や高齢者等の上階への移動をスムーズにさせるとともに、急病等でストレッチャーを使用することや、機器や書庫など大型の荷物の運搬を想定したエレベーターを設置します。

⑩ 省エネルギーシステム

省エネルギーや省資源化を目指すために、再生可能エネルギーの活用や自然採光を積極的に取り入れ、さらに雨水貯留槽によるトイレの洗浄、地熱を利用したクールチューブ、屋上緑化や壁面緑化による排熱減少など積極的に環境にやさしい庁舎となるよう検討していきます。

⑪ 地域資源を活用した建材

本村は村の面積の95%以上が森林に覆われています。県産材のスギやヒノキなどの国産材を使用することは、SDGsの推進への貢献や来庁される方々にとってやすらぎや心地よさを感じられる空間を創出することにもつながります。また、スギやヒノキは断熱性や調湿性に優れており、公共建築物に取り入れることは環境面でも有効的であるため、地域林業や農山村地域を活性化させるためにも活用を検討していきます。

⑫ 村民交流スペース

様々な目的をもった村民や来庁者が、気楽に集い交流を育める庁舎として、来庁者が十分くつろげる広さの待合スペースや臨時的な窓口に対応する多目的スペース、その他村の情報を提供するコーナーや村民ギャラリー、授乳室、キッズスペースなどの配置を検討します。

(4) 議会審議の場

地方公共団体の議決機関としての役割を持つ議会部門は、落ち着いた雰囲気の中で村民の代表として十分な審議や調査研究が行えるよう配置します。また、村民が気軽に議会を傍聴できるように配慮するなど村民に開かれた議会を目指します。

《主な導入機能》 議場、正副議長室、委員会室、議員控室、議会書庫・倉庫、その他

① 議場

現状の議員数に対応できるようスペースを確保します。設備面では、議会審議中継、議事録作成のため録画・録音・中継・音響設備を完備し、カメラ制御のための議会事務局操作席を配置します。

また、タブレット使用に伴う Wi-Fi 設備、議員及び説明者資料提示用モニター又はプロジェクタースクリーン、傍聴者用モニターの設置などの環境整備を検討します。

傍聴席は、障がい者等に配慮し村民が気軽に議会を傍聴できるよう設置し、議会傍聴規則を考慮し傍聴者の導線を意識して配置します。



出典：愛知県阿久比町

② 正副議長室

正副議長室の執務及び応接スペースを検討します。

③ 委員会室

常任委員会、予算特別委員会など各委員会の審議のスペースを1室配置し、パーティション等でフレキシブルに利用できるよう考慮します。その他、設備面では、議場と同様に各種設備の環境整備を行います。また傍聴席は、議場と同様に議会傍聴規則を考慮し配置します。



出典：三重県川越町（傍聴席）

④ 議員控室

懇談会等として使用するため、全議員が集まるスペースとして配置します。

⑤ 議会書庫・倉庫

議会関係の文書、備品保管庫として設置します。

⑥ その他

庁舎内のロビー等に議会中継用のモニターを設置します。

(5) 防災センター（分庁舎）

近年、頻発する災害への対応として、本村の防災力を強化するため、防災センターを整備します。防災センターは災害時の業務効率を考慮し、分庁舎として本庁舎と隣接する位置への配置を想定します。

村民や来訪者の一時避難場所、村民の避難所、支援物資の受援拠点として活用できる空間を整備するとともに、緊急時の飲料水、食料等を確保する備蓄倉庫や貯水槽の設置など総合的な防災拠点として、防災センターを整備します。

《主な導入機能》

多目的室（一次避難場所、避難所、支援物資の受援拠点）、備蓄・資機材倉庫、災害用設備

① 多目的室（一次避難場所、避難所、支援物資の受援拠点）

防災センターは多目的室を整備し、災害時には、一時避難場所や支援物資の受援・集配拠点として活用します。平常時は、各種会議やイベント等多目的に利用できる空間とします。

② 備蓄・資機材倉庫

災害時に備え食料、飲料水、粉ミルク、毛布、簡易（携帯含む）トイレ、生理用品等を適正保管できるスペースや復旧作業等に必要な資機材を保管するスペースを屋外に配置します。また、定常時に使用する各課の倉庫は、これとは別に屋外に配置します。

③ 災害用設備

災害用の設備として、72時間（約3日間）電気を供給するための非常用発電機、マンホールトイレ、飲料水に使用可能な貯水槽（耐震性貯水槽）の整備を検討します。

3. 構造検討

新庁舎の耐震性能に関する目標や指針を以下に示します。

- ・大規模な地震災害時にも十分に庁舎機能を維持することができるよう、**十分な耐震性能を確保した構造**とします。
- ・省エネルギー対策や地球環境への配慮についても先導的なモデルとなるよう、**エネルギー効率のよい構造**とします。

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19（2007）年 12 月国土交通省）を以下に示します。災害後に補修の必要がなく使用でき、十分な機能を発揮できるよう、以下の赤囲みの基準を満たす構造を確保します。

表 大地震時に対する構造体の耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

引用：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の「耐震安全性の目標」

新庁舎の構造形式に関する指針を以下に示します。

表 構造形式の比較

構造	耐震構造	制振構造	免震構造
構造形式の概要	建物の構造が地震の揺れに耐える構造。	建物の内部に制振装置を組み込み、地震エネルギーを吸収する構造。	建物と地盤との間に免震装置を設置し、建物に地震エネルギーが直接伝わらない構造。
特徴	構造体が地震エネルギーに抵抗する。	制振部材が地震エネルギーを吸収する。 RC造はS造に比べて制振部材の効果を得にくい。	免震層の免震部材が地震エネルギーを吸収する。
耐震性能	大地震時、崩壊または倒壊しない。	大地震時、構造体はほとんど損傷しない。	大地震時、構造体は損傷しない。
上部躯体のコスト	比較的低い。	耐震構造と比べて若干高い。	耐震構造と比べて高い。
工期	標準的な期間。	耐震構造と比べて長い。	耐震構造、制振構造と比べて長い。
維持管理	一般的な維持管理。	一般的な維持管理。	一般的な維持管理に加え、専門業者による目視点検（毎年）、定期点検（10年）が必要。
メリット	◎免震構造・制振構造と比べるとコストが割安であり、維持管理も容易である。	◎免震構造と比べるとコストが割安であり、建物の揺れを軽減することができるため二次災害も軽減できる。	◎揺れを最も軽減できるため、壁の破損や什器の転倒などによる二次災害を最も軽減でき、地震直後から内部で活動することが可能である。
デメリット	▼建物の揺れが最も大きいため、壁の破損や什器の転倒などによる二次災害が大きくなる。 ▼柱・梁等の構造骨組が大きくなる。	▼耐震構造と比べるとコストが割高となる。 ▼壁の破損や什器の転倒を軽減するが、免震ほどの効果は期待できない。	▼耐震構造・制振構造と比べコストが割高となる。 ▼建物と地盤の間にクリアランスが必要になる。 ▼免振装置の定期点検が必要になる。

4. 建設予定地の選定

これまでの検討経緯をふまえ、新庁舎の建設候補地を選定します。

(1) 建設候補地

新庁舎の建設候補地の検討にあたり、3つのエリアを設定しました。

候補地①：鳩谷字北長 392 周辺 現庁舎付近エリア

候補地②：鳩谷字北長 490-1 周辺 国道 156 号沿いエリア

候補地③：鳩谷字寺尾 678-1 周辺 白山白川郷ホワイトロード沿いエリア

建設候補地① 現庁舎付近エリア		
	所在地	鳩谷字北長 392 周辺
	地権者数	5 名
	敷地面積	6,457 m ²
	現在の状況	山林・宅地・墓地
	地域地区	都市計画区域外
	建蔽率	規制なし
	容積率	規制なし
	その他規制	・白川村景観計画における届出行為等あり
周辺環境	現役場に隣接した山林地エリア。	

建設候補地② 国道 156 号沿いエリア		
	所在地	鳩谷字北長 490-1 周辺
	地権者数	5 名
	敷地面積	5,743 m ²
	現在の状況	田・畑
	地域地区	都市計画区域外
	建蔽率	規制なし
	容積率	規制なし
周辺環境	その他規制	・白川村景観計画における届出行為等あり ・農業振興地域であり届出行為等あり
	国道 156 号沿いの高山警察署鳩ヶ谷駐在所・高山市消防署白川出張所に隣接したエリア。	

建設候補地③ 白山白川郷ホワイトロード沿いエリア		
	所在地	鳩谷字寺尾 678-1 周辺
	地権者数	1 名（白川村）
	敷地面積	6,426 m ²
	現在の状況	山林・雑種地・原野
	地域地区	都市計画区域外
	建蔽率	規制なし
	容積率	規制なし
周辺環境	その他規制	・白川村景観計画における届出行為等あり
	現庁舎よりも南側に位置した世界遺産の近くにある、白山白川郷ホワイトロード沿いにある高台エリア。	

(2) 建設候補地の比較

前述の建設候補地について、比較検討した結果を以下に示します。

表 建設候補地の比較

区分	候補地①	候補地②	候補地③
箇所名	現庁舎付近	国道 156 号沿い	白山白川郷ホワイトロード沿いエリア
現況	山林・宅地・墓地他	農地	山林・雑種地
合計面積	6,457 m ²	5,743 m ²	6,426 m ²
用途地域	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外
支障物件の数量	住宅（空家） 1 棟 車庫（兼倉庫） 2 棟 墓地 1 基	無	無
土砂災害警戒区域	無	有	無
浸水区域	無	一部 0～0.5m	無
近接する幹線道路	村道鳩谷飯島幹線 村道役場裏通り線	国道 156 号 村道戸島鳩谷線	村道鳩谷馬狩専 村道鳩谷小呂線
避難所との距離	避難所に近い	避難所に近い	避難所に遠い
駐車台数の確保	現庁舎以上の駐車台確保が可能	現庁舎程度の駐車台確保が可能	現庁舎以上の駐車台確保が可能
総合判断	採用	不採用	不採用
	用地費及び移転補償費が必要となるが、庁舎及び駐車場の必要面積が確保でき、現庁舎の跡地と一体利用することにより公共施設などが集約できるため、ふさわしい土地である。	国道付近のため利用者の利便性は向上されるが、美味しいお米作りを展開する村にとって、行政の基幹施設として水稲作付け田を転用することは避けたい。	用地取得が不要なため最も経済的であるが、上下水道等のインフラ整備が必要となる。また、世界遺産のバッファゾーンであることから大規模開発は避けたい。

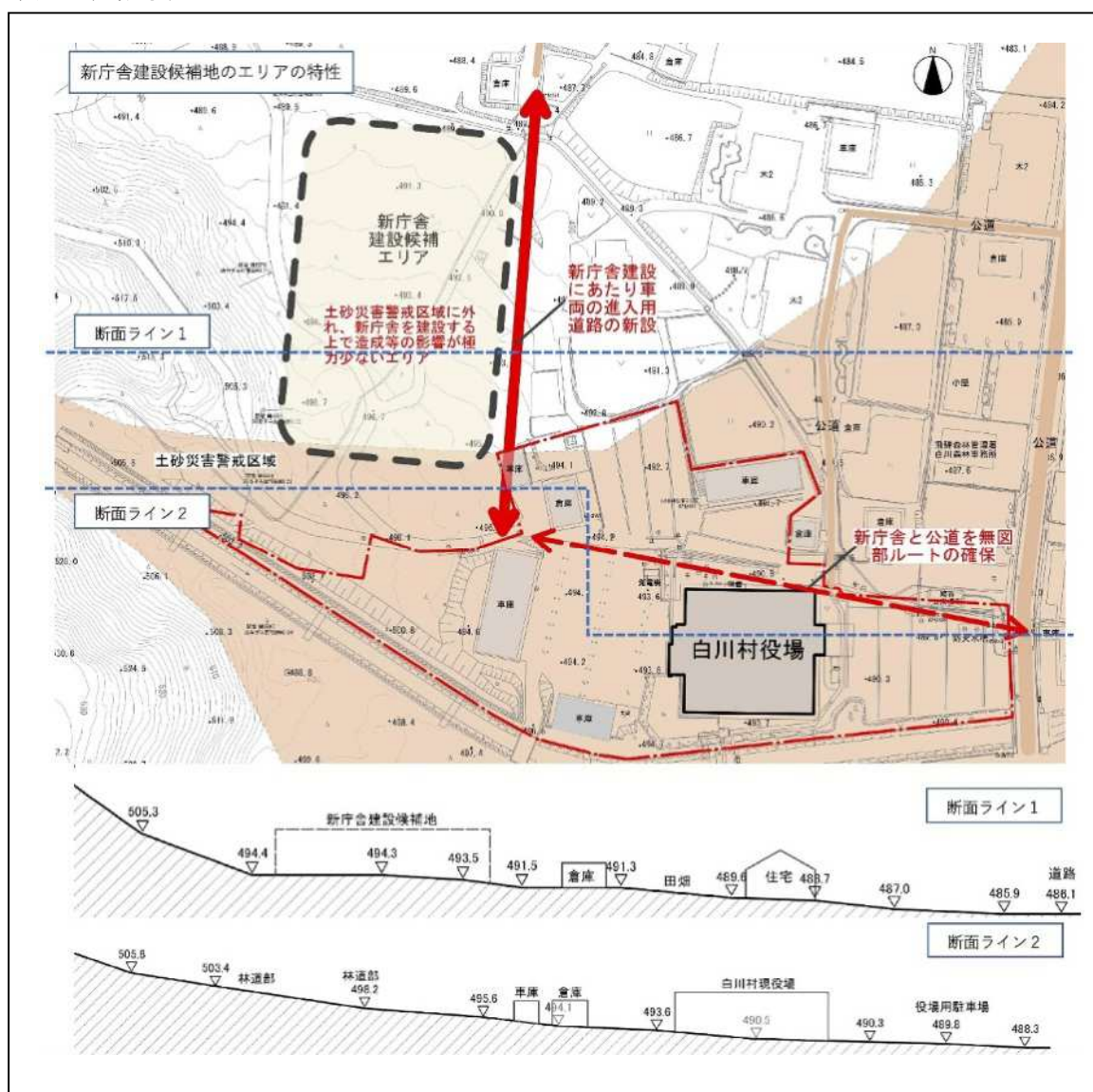
(3) 建設予定地

建設候補地の比較結果から、鳩谷字北長周辺の現庁舎付近を建設予定地とし、現庁舎北西部の杉林のある比較的緩やかな斜面地を活用してエリアの検討を行いました。

なお、具体的な事業推進にあたっては、法蓮寺から現庁舎敷地まで車両の進入用道路の新設や建設候補地エリアでの森林伐採や造成等の検討が必要となります。

また、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）から一定の距離を確保してはいるものの、豪雨災害時に多少の土石流の流入が起こりうる可能性もあり、尾根斜面の表面崩壊等に対処するため、新庁舎の位置をできる限り尾根に対して北東方向に離し、土砂留工など適切な施設を設置する必要があります。

表 建設予定地



第6章 庁舎の規模と配置計画

1. 規模の考え方

新庁舎の規模を検討するにあたり、基本的な条件を次のとおりとします。

職員数は令和6（2024）年4月時点で勤務する職員（臨時職員含む）数をベースにして、基本計画上での新庁舎の規模を設定します。ただし教育委員会（教育長含む）、診療所、保育園、派遣消防士は除きます。

なお、上記はあくまで基本ベースであり、実際の配置については、南部地区文化会館機能（現在教育委員会配置）を含め適切な配置を検討します。

表 規模算定のための想定職員数

区分	役職別（現在）	現在の 人員	定員管理 計画	基本計画
特別職	村長 1 副村長 1	2	2	2
総務課	課長 1、課長補佐 1 主査 2、主任 3、主事 2	9	9	10
村民課	課長 1、課長補佐 2 主査 2、主事 2	7	8	10
観光振興課	課長 1、課長補佐 2 主査 1、主任 1 主事 2	7	8	9
建設課	課長 1、課長補佐 1 主査 1、主任 1、主事 1	5	6	9
産業課	課長 1 主査 1、主任 2、主事 1	5	5	6
会計室・財政課	課長 1、課長補佐 1 主査 1	3	3	4
計		38	41	50

上記職員数の職員が従事する執務スペースの他、導入機能の検討で挙げた諸室や村民の交流機能などを盛り込みながら新庁舎の概ねの規模を決定していきます。

2. 規模の算出

(1) 庁舎建物の規模

庁舎の規模を算定するにあたり、以下の2パターンで検討を行い、その平均値を基に算定を行います。

パターン	庁舎規模の算定要領について
パターンⅠ	①総務省起債基準（平成22年度地方債同意等基準運用要綱）を基本とします。 ②上記に含まれない機能は国土交通省基準（新営一般庁舎面積算定基準）参考とします。 ③更に①②に含まれていないその他の機能については、同規模の自治体を参考にして適宜付加し、全体の床面積を算定します。
パターンⅡ	類似事例を参考にして規模を算定します。具体的には本村に近い職員規模を持つ他の自治体で既に計画・設計された事例を基に、本計画での床面積を算定します。

◆パターンⅠ（総務省基準＋国交省基準＋本村での付帯機能）

総務省 庁舎標準面積算出表 地方債庁舎算定基準

区分		職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	基準面積 (㎡/人)	所要面積 (㎡/人)
事務室	特別職	2	20.0	40	4.50	180
	課長級	6	5.0	30		135
	課長補佐級	7	2.0	14		63
	係長級(主査)	10	2.0	20		90
	主任、主事一般職員	25	1.0	25		113
事務室面積 小計①		50		129		581
倉庫		事務室面積×13%				75
会議室等(会議室・電話交換室・便所・洗面所・その他諸室)		職員数×7.0㎡				350
玄関室等(玄関・広間・廊下・階段・その他通行部分)		各室(事務室+倉庫+会議室)面積計×40%				402
議場、委員会室、議員控室		議員定数7人×35㎡/人				245
災害対策室		会議室程度(6×7m)				42
福利厚生室		医務室:休憩室程度40㎡				40
合 計						1,735

国土交通省の基準「新営一般庁舎面積算定基準」

区分		積算	所要面積 (㎡/人)
付属設備	宿直室	1人10㎡、1人増す毎に3.3㎡増	10
	庁務員室	1人10㎡、1人増す毎に1.65㎡増	10
	湯沸し室	6.5㎡を標準とし、2か所設置する。	13
機械室・電気室	機械室	冷暖房で有効面積 執務面積＋付属面積＋固有業務の15%程度	141
	電気室	冷暖房で有効面積 執務面積＋付属面積＋固有業務の3%程度	28
	自家発電室	最小限の基準面積	29
合 計			231

※小数点以下は、四捨五入。教育委員会(教育長)、診療所、保育園、派遣消防士は除く

その他付帯機能については、村民の交流スペースの規模を追加します。他の自治体では町村民向けの賑わい・交流機能を付帯した事例も多く、いくつかの事例を参考にした交流エリアの面積の平均値が約 150 ㎡であることからこの値を付加します。以上より、パターン①での庁舎規模を以下のように算定します。

パターンⅠでの新庁舎規模の目安 (①1,735 ㎡＋②231 ㎡＋③150 ㎡)＝延床面積 2,116 ㎡

◆パターンⅡ (類似事例を参考にした規模の算定)

表 本村と同等程度の類似事例による庁舎の規模

No.	類似事例	計画策定年月	職員規模(名)	庁舎規模(㎡)
1	事例 A	R3.02	57 名	3,160 ㎡
2	事例 B	R3.05	60 名	2,373 ㎡
3	事例 C	R4.05	70 名	2,858 ㎡
4	事例 D	R2.03	70 名	2,717 ㎡
5	事例 E	R1.11	72 名	2,588 ㎡
	平均値	—	65.8 名	2,740 ㎡

パターンⅡでは、本村と同等の職員規模を持つ他自治体で計画、策定された庁舎の規模を参考にします。5つの事例における職員数の平均は 65.8 名であり、庁舎の平均規模は 2,740 ㎡となります。これを職員一人あたりの規模に置き換えると、41.7 ㎡/1 人となり、本村の職員規模は約 50 名で設定すると、50 名×41.7 ㎡/1 人＝2,085 ㎡となります。

パターンⅡでの新庁舎規模の目安 ＝ 延床面積 2,085 ㎡

上記検討より、パターンⅠ、Ⅱの平均値は2,100㎡となりますが、ここで示す延床面積はあくまでも目安であり、敷地形状や組織体系、配置する庁舎機能に応じて変動することが予測されます。本基本計画では上記算定の面積2,100㎡より最大20%程度の規模アップを加味して概ね2,100～2,500㎡の範囲内で検討を進めていくものとします。

ただし、今後計画を進めていく中で、基本設計、実施設計など、作業段階でその都度検討を行い、財政面に十分に配慮し、コンパクトな庁舎建設の実現を目指す中で適正な規模を算定していくことが必要となります。

本基本計画における新庁舎規模の目安 ＝ 延床面積 2,100～2,500㎡

(2) 駐車場等の規模

現庁舎敷地において、来庁者用駐車台数の不足等が課題となっていることを踏まえ、下表のとおり、駐車区画等の必要台数を設定し、必要な面積を算定します。駐車区画の1台あたり必要な面積は、総務省起債基準における車庫1台あたり必要面積と同じとし、通路等を含んで25㎡としました。障がい者用駐車区画については、1台あたり必要面積を、通路等を含んで通常駐車区画の2倍の50㎡とします。

台数は、来客用を全体で20台と想定し、その内障がい者等用は2台と想定します。また、職員用を40台、公用車用を12台と想定します。駐輪場は、職員用駐車区画を含んで10台と想定し、必要面積は1台あたり2㎡とします。

以上より、駐車・駐輪場等の規模として約1,870㎡が必要と想定されます。

表 駐輪・駐車区画等の規模

区分	積算	面積 (㎡)
来客用駐車区画	18台 × 25㎡	450㎡
公用車駐車区画	17台 × 25㎡	425㎡
職員用駐車区画	40台 × 25㎡	1,000㎡
障がい者用駐車区画	2台 × 50㎡	100㎡
バイク・駐輪区画	10台 × 2㎡	20㎡
合 計		1,995㎡

(3) 必要となる敷地面積

新庁舎の階層を2階建てと想定した場合、建築面積は約1,500㎡となることから、庁舎の建築面積と駐車場の規模を足した面積は、1,500㎡+1,995㎡=3,495㎡となります。さらにバックヤードとしての裏方機能や倉庫、通路等を1,000㎡程度加味します。

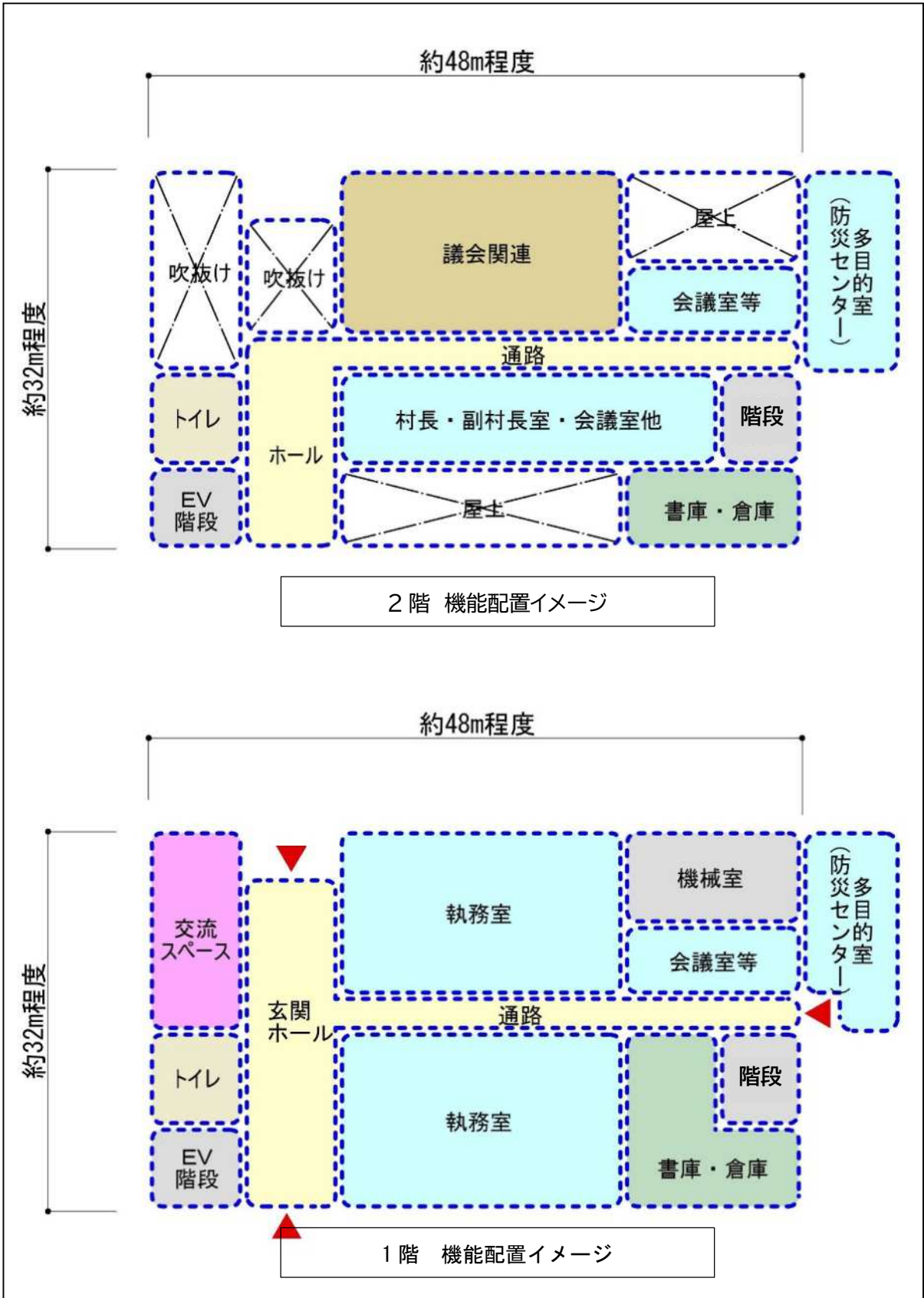
以上の整理より、庁舎建設に必要な敷地面積約4,500㎡を確保できる場所を、建設候補地として検討します。

3. 配置計画（ゾーニングイメージ）

これまでの検討をふまえ、新庁舎の配置計画（ゾーニング）を以下に示します。

- 現庁舎の北西部の林地を候補地とする。
- 現状にて土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を極力外すエリアとする。
- 敷地面積は 4,500 m²程度（破線部）とする。
- 敷地の北側に庁舎を配置し、敷地南側には車両進入をふまえた駐車場用地（来客用、職員用兼用）配置する。
- 敷地の北西側は職員駐車場やバックヤード（倉庫、車庫、雪置き場等）のエリアとする。
- 庁舎は鉄筋コンクリート造の2階建てを標準とする。
（庁舎であり、災害にも強い堅強な建物であること）
- 建物規模は 2,100～2,500 m²程度とする。
（総務省、国交省の算定基準や類似事例を基に決定）
- 庁舎機能の他、村民の憩いの場となるスペースの確保、村民が利用しやすい窓口と会議室の整備、職員の効率的な執務環境、災害時の防災拠点・避難所機能等を考慮すべき機能とする。
- 候補地の東側には車両の進入を考慮して公道を整備し、敷地北側にある法蓮寺前の道路から現庁舎敷地を繋ぐようにする。幅員は 8m程度を確保する。（道路拡幅に伴う用地買収が必要）

4. 機能ゾーニングのイメージ



5. 施設イメージ

図 外観イメージ図



図 内観イメージ図



第7章 事業計画

1. 事業手法

本庁舎の整備に係る事業方式として、「従来方式（設計及び工事を別々に発注する方式）」、「DB（Design Build）方式」、「PFI（Private Finance Initiative）方式」の3つの方式を比較検討します。これまでの地方公共団体が行う公共工事の契約方式としては、従来方式による設計・施工分離発注方式が一般的ですが、近年では、民間のノウハウや資金を活用した官民連携手法についても多様化が進み、地方公共団体が公共事業に抱える課題又は需要に応じた民間連携手法が採用されるケースも多くなっています。

表 事業方式の比較検討

事業方式	従来方式	DB方式 (Design Build方式)	PFI方式 (Private Finance Initiative方式)
概要	設計・施工を個別に発注する方式	設計・施工を一括で発注する方式	設計・施工・運営を一括で発注し、民間の資金及びノウハウを活用する方式
メリット	●仕様を確定させてから工事を発注するため、精度の高い工事費の算出が可能となり、また、契約変更の条件が明確となる。 ●設計者の意図的な過剰設計によるコスト増加を防止することができる。	●設計と施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した合理的な設計が可能であり、複雑な構造検討が必要な事業などにおいて効果がある。 ●設計時より施工を見据えた品質管理が可能である。	●民間事業者に運営を任せした場合、民間のノウハウを活用した公共サービスが提供される。 ●施工・運営までを見据えた合理的な設計ができる。
デメリット	●施工者のノウハウなどを加味した設計はできない。 ●施工中に設計に遡った対応が難しくなる。	●設計前の契約であるため、契約変更の条件が不明確な部分が生じる可能性がある。 ●従来方式と比べて、施工者側に偏った設計となりやすい。 ●契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、責任の所在があいまいとなってしまう。	●幅広い業務を民間に任せることになるため、行政が適切に管理又は指導を行わなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性がある。 ●村の起債と比較して民間が調達する資金の利息が高くなる場合があり、総事業費が高くなる可能性がある。 ●民間企業を選定する際は、価格のみでなく当該企業が持つノウハウ等を評価する必要があるため、事前手続に要するコスト等が増える。

本庁舎は、大規模な災害時への緊急対応や、省エネルギー対策や地球環境への配慮についても先導的なモデルとなるようエネルギー効率のよい構造が求められること、また通信設備機器などの特殊性から設計段階における要望や変更が予想されること、さらに運用段階では、民間によるサービス提供は予定されない用途であることから、本事業では、「従来方式（設計・施工分離発注方式）」を採用することが望ましいと考えます。

2. 概算事業費

本計画における概算工事費として、約 22 億を想定します。

種 別	数量	単位	単価	金額 (千円)	細 別
● 建築工事	1	式	—	1,565,125	
庁舎棟	2,500	m ²	490,000	1,225,000	建築、設備
車庫倉庫棟	100	m ²	271,000	27,100	バックヤード
直接工事費	1	式	—	1,252,100	
建築諸経費	1	式	—	313,025	諸経費率 25%
● 外構工事	1	式	—	97,120	
直接工事費	1	式	—	60,700	造成、舗装、雨水排水、 屋外構設備、植栽等
外構諸経費	1	式	—	36,420	諸経費率 60%
● 用地取得	1	式	—	42,764	
用地取得費用	1	式	—	31,044	
補償費用	1	式	—	11,720	
● 造成工事	1	式	—	68,335	
造成工（切土）	6,400	m ³	240	1,536	開発面積/2×2m
造成工（盛土）	6,400	m ³	620	3,968	開発面積/2×2m ※場内運搬
防災工	6,400	m ²	300	1,920	法面整形、宅内素掘排水 等
直接工事費	1	式	—	7,424	
諸経費	1	式	—	7,376	諸経費率 100%
造成設計費	1	式	—	42,650	
森林伐採費	1	式	—	10,885	
● 解体工事	1	式	—	76,113	
直接工事費	1,358	m ²	38.7	52,555	庁舎サンプルより
解体諸経費	1	式	—	13,139	諸経費率 25%
解体設計費	1	式	—	10,419	
● 新設道路整備費	1	式	—	71,756	
● 庁舎棟設計費用	1	式	—	78,540	
● 各種調査費用				22,614	
測量費	1	式	—	12,254	
地質調査費	1	式	—	10,360	
事業費計				2,022,367	
消費税（10%）				202,237	
総事業費				2,224,604	

※6,400 m²は、建設予定敷地 4,000 m²及び周辺道路 1,730 m²を含む。
 ※事業費は、令和 6（2024）年現在。※事業費に防災センターは含まない。

3. 事業スケジュール

新庁舎の建設事業を進めるにあたり、計画、測量、設計、施工、用地取得等の大まかなスケジュール案を以下に示します。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
基本計画				
測量・登記等				
土木設計及び工事				
用地取得				
建築設計				
建設工事				

基本計画……基本構想に基づき、新庁舎の機能や役割に対して、設計の前提となる基本的な考え方を整理したもの。(規模、機能、概算事業費、整備スケジュールなど)

基本設計……基本計画に基づき、建物の配置、新庁舎に有すべき機能や性能、仕様、概算工事費、工事工程等をまとめたもので、実施設計の前段となるもの。

実施設計……基本設計に基づいた詳細な設計として、工事を実施するために図面の作成及び工事費の概算を行うもの。

第8章 現庁舎跡地の利活用について

現庁舎の跡地は、今後、本村の特徴を考慮しながら、利活用に向けての検討が必要となります。一例として、以下のような公共的な機能を集約して配置することにより住民の利便性向上や業務効率の向上を目指す等、跡地周辺のまちづくりや地域活性化につながる利活用方策を引き続き検討していきます。



白川村新庁舎整備基本計画

令和 6（2024）年 7 月

白川村役場 総務課
〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷 517
TEL : 05769-6-1311